

我々は12人の会派として今年度新たなスタートを切りました。それぞれ個性の強いメンバーばかりではありませんが、子どもたちのために少しでも豊中市をよくしたい、これからも選ばれるまちでありたい、そのためには今何をすべきか、そういった未来志向の視点で改革を進めていきたいという思いは共通しております。真摯に受け止めていただきますようお願いしまして早速質問に入ります。

【市政運営のスピード感】

(質問)

市長は「変化のスピードが速い社会において、変化しないことはリスクとなる。新たな技術や考え方を組織の中に積極的に取り込み、変革をリードし、より良い未来を築く。」と言っておられますが、スピード感をもって実行することは大いに歓迎です。しかしよくある答弁は、国の動向を注視し、他市状況を踏まえ必要な対応を行っていくと答弁されます。豊中市のためになるなら、できるだけ早く施策展開するという点で間違いはないですか、市長の見解を伺います。

<答弁>

市長就任以来、創る改革を基本理念に、市民や地域のみなさん、事業者のみなさんとしっかり対話をしながら、「スピード感」を持って、豊中の未来を共に創り上げていくことを一貫して市政運営の軸に据えてきた。この間、大阪北部地震や新型コロナウイルス感染症に見舞われるなか、みなさんと一緒に困難を乗り越えきたが、危機事態時には、市民のみなさんの生命、財産、健康を守るため、特にスピードを優先して対応してきた。また、行政手続きのオンライン化100%、法施行前ではぐくみセンターの開設を実行するとともに、府内中核市初となる児童相談所の設置に向け準備を進めています。これからも、豊中の発展・成長のため、変革の先頭にたって自らの政治理念を貫いていく。

(意見・要望)

豊中市が先頭に立ち他市の様子を気にせず引っ張っていただきたいと期待します。

【「創る改革」による財源創出】

(質問)

創る改革の一環として市の保有する施設や土地を活用することで、市の財源が生み出されてきたと思います。これまでの代表的な取り組みとその財源創出効果額について教えてください。

<答弁>

取組みの一例として、「市有財産の有効活用」については、本会議でも関連予算を提案させて頂いていますが、市有地への中学校給食提供の事業者の誘致にあたっては、この種の事業への導入は全国的にも例が見られない不動産証券化手法を採用し、財源創出に取り組んでいます。また、旧庄内さくら学園中学校の跡地の有効活用につきましても、事業者の募集などに取り組んでまいります。市有地の民間への売却や貸付において、広く入札参加者を募るため、市のホームページへの掲載だけでなく、積極的に民間の不動産売却情報サービスを活用する等、入札応募件数の増加に努めています。次に、財源創出効果としましては、前段で述べた中学校給食の事業はこれからとなりますが、後段の市有地の売却等では、今年度周知に努めた結果、入札者が増加したことにより、入札最低価格を上回り、4物件で9億4805万円となりました。

(千里園1丁目：3億6888万円、北条町1丁目：(旧北条ディ)：9009万円、立花町3丁目(旧たちばな園)：3億4100万円、上野西2丁目：1億4808万円)

(質問)

次年度以降、市の保有する施設や土地における創る改革の推進を進めることによりどのような財源創出効果が見込めるのでしょうか。創る改革の取り組みの内容と財源創出効果の規模感について教えてください。特に南部地域の公共施設跡地についてはどうかも教えてください。また、とりわけ南部地域の学校再編により生まれる跡地については、どのような方向性で創る改革を推進し、財源創出に直接的にはどのように繋がっていくのでしょうか。また目標とする直接的な財源創出額について現時点ではどのように見込んでおられるのでしょうか。

<答弁>

創る改革の「市有財産の有効活用」の取組み内容としては、本市では施設や土地について公共利用の予定の無いものを対象としておりますが、売却による歳入だけではなく、旧施設の運営、維持管理に係る歳出の削減も含めた2つの観点でとらえています。例えば、今年度旧たちばな園の敷地を売却しました。この施設は民設民営により新たにスタートを切ることとなったため、市有施設としての役割を終えたことから廃止したのですが、売却による歳入の確保に加えて、施設の維持管理の経費や運営費、光熱水費等の歳出の削減にもつながりました。また、先程、ご答弁しました中学校給食提供の事業者誘致に関しましては、事業者との新たな連携方策とし、事業の創意工夫を促しつつ、市にとっても歳入面での効果が期待できる不動産証券化手法を採用

することにより、あわせて中学校給食提供のコスト軽減が期待できる誘致の実現性を高めることも、めざすものです。次に、財源創出の規模感ですが、個別に見ればその時々不動産の市場性に加えて、従来の活用で要していた経費の状況、案件によっては新たな利活用後に期待できる効果など、考慮すべき要素が様々であることから、案件トータルでの規模感は変わると考えています。そのため、全体としての市有地利活用の規模感をお示しするのは難しいと考えていますが、引き続き、個別案件につきましても適切に財源創出に取り組んでまいります。なお、南部地域の公共施設跡地につきましては、令和6年度の歳入予算として、庄内こども園ほか2施設の売却を想定しており、およそ2億9千万円の歳入を見込んでおります。

南部地域の学校跡地につきましては、「南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」に基づき、今後のまちづくりの可能性を最大限に高めるため、売却によらず民間活用による定期借地を基本とした土地活用を予定しております。財源創出については、土地借地料を基本と考えております。学校跡地利活用の基本コンセプトは、「子どもたちの未来につながるまちづくりをめざす」、「まちの魅力、地域活性化の拠点とする」、「将来的な財政負担を抑えることを前提とする」としており、財源創出については、民間からの提案や既存建物の活用、公共利用の有無、その範囲など、跡地の活用方法により、大きく増減することから、現時点では全体の金額を算定しておりませんが、それぞれの跡地の資産価値を踏まえ、取り組みを進めてまいります。

（意見・要望）

例として挙げられた不動産証券化手法による財源創出効果については期待をしています。また売却等における入札応募件数の増加に努められていることも評価します。南部地域の学校跡地も含めて全体としての市有地利活用の規模感をしめすのは困難ということも理解しましたが、利活用にあたっての「創る改革」での財源創出に向けた長内市長の取り組みに大いに期待をします。

【民間出身人材の活用促進】

（質問）

令和2年度より採用試験の受験可能年齢を引上げ、事務職は39歳まで、技術職は59歳までと転職者も受験しやすい試験としたり、今年度は「データアナリスト」を特定任期付職員として採用したりするなど、本市は転職者を積極的に取り入れようとしているように思われますが、転職者を積極的に採用する目的と、どのような効果があったか、お聞かせください。

＜答弁＞

新卒者に限定せず、民間企業等での社会人経験がある方など、様々な経験、経歴のある幅広い年齢層の方々から職員を採用するため、年齢要件の拡大を行いました。転職者については、社会人経験の中で培った経験・能力を活かし、課題に対する高い対応力、行動力を発揮されることで即戦力として活躍頂くことを期待しています。また、転職者を採用した効果としては、多様な職員の能力や個性を最大限に活用することで事業に対する新たなアプローチや推進力の向上などが挙げられます。

（質問）

転職者の活躍に向けて、昇格必要年数を最大1年まで縮小できる特別昇格制度の導入など様々な取り組みを実践していることは大変素晴らしいと思います。採用時の給与決定において公務員の経験期間を10割、民間での勤務経験期間を8割で換算しているが、改める考えはあるか本市の考えをお聞かせください。

＜答弁＞

採用時の給与決定については、平成24年度までは職歴によらず年齢により5割程度の加算を行っていたが、平成25年度より職歴に応じた加算を行っており、民間企業等の経験があれば8割の加算を行っています。ただし、他自治体等における公務員経験や、民間でも保育教諭などの専門職については同種の業務であれば10割換算をしています。民間企業等における経験を10割で換算することについては、国においても採用される者の専門性や業績等を適切に評価し民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することが求められるところであり、在職者とのバランスも考慮しながら、引き続き、調査研究していきたい。

（意見・要望）

国内の市場では年功序列、終身雇用が崩壊しつつあり転職が当たり前になって人材の流動化が進んできている昨今、豊中市も転職市場にいるベンチャー・大企業問わず、民間でバリバリと一線級で働く人材を中途採用で獲得するチャンスであると考えられる。同職種の仕事がなければ民間出身では8割換算になるというのは転職者市場において垣根をつくることになり、仮に民間の第一線で20年働いている方が16年分しか評価されないとすれば、「民間のキャリアは評価されないのか」と受け取ってしまうのではないのでしょうか。様々な転職

者の活躍施策を前向きに改革断行している中で、国や他自治体の動向を追いかけるのではなく先んじて他の施策と整合性をとっていくことが必要であると考えますので、引き続きよろしくお願いします。

【職員の出張旅費】

(質問)

職員の皆様は、豊中市職員旅費支給条例の規定に従い旅費精算を行っておられると思いますが、近年、物価高騰の影響もあり現在の出張旅費規定、特に都心部における宿泊代が高騰しているため、旅費規程の限度内で納めることが難しいように思えます。やむを得ない理由がある場合など、例外を認めるべきではないでしょうか、見解を求めます。

<答弁>

職員の出張時における宿泊料は、一夜につき15000円の限度額の範囲内で、現に支払った宿泊料の額を支給することと豊中市職員旅費支給条例で定められています。本限度額内で宿泊先を確保することは可能と考えておりますが、一方で物価高の影響も認識しており、そうした社会経済情勢等も踏まえながら必要な対応を検討してまいります。

【災害派遣の活動内容、諸手当】

(質問)

今回の能登半島地震における災害派遣は元日にも関わらず派遣された消防職員の皆様には敬意を表します。消防職員の被災地派遣はどのような活動内容であったかお聞きします。また、派遣された消防職員に対する出張旅費や諸手当等はどのようになっているのでしょうか。

<答弁>

地震発生直後の令和6年1月1日から2月2日までの間、緊急消防援助隊大阪府大隊として、救助隊1隊、救急隊1隊を派遣し、石川県輪島市で救助救出業務や救急業務に従事しました。宿泊につきましては一部車中泊した隊もございましたが、基本的には輪島市内の小学校や消防署を活動拠点及び宿营地としております。また、食事について食費として1夜につき2500円支給される食卓料相当額により、各自調達したものです。

手当については、屋外において防災業務に従事したときは「防災・災害緊急援助業務従事職員の特殊勤務手当」を1日につき1500円支給しています。また「消防業務に従事する職員の特殊勤務手当」として、緊急用務のため消防用または救急用自動車の運転業務に従事したときは勤務1回につき300円、救急救命業務に従事したときは勤務1回1000円など、活動状況に応じた支給をしています。

【現状の諸手当の妥当性】

(質問)

テレビなどでご活躍ぶりは拝見しております。派遣された職員は車中や体育館などが宿营地となり宿代も発生していませんが食費として2500円支給のほか、勤務状況に応じて

各種手当もあるとのこと。人命救助などで命を懸けて出向いた職員に対して現状の支給額で妥当と考えますか。

<答弁>

消防職員の被災地における緊急の救助や救急、消防活動にかかる手当等については、国や他市の手当の内容との均衡を踏まえながら条例規則に基づき支給しています。現時点においては、支給の額や内容等は適当なものと考えておりますが、今後も被災地派遣にあたり、消防職員が困難な環境、条件のもと力を発揮できるよう、手当等についての国や他市の動向に引き続き留意していきます。

(意見・要望)

時代とともに変化する中、職員の出張旅費や消防の派遣手当など市として再考すべきと申し上げておきます。

【旧島田小学校跡地活用事業】

（質問）

旧島田小学校跡地活用事業について伺います。旧島田小学校の跡地は、令和9年度から学びの多様化学校を開校する方向で検討及び調整が進められていると思いますが、学びの多様化学校の開校前に、北側校舎の2階、3階部分を民間事業者へ貸付け、事業を行って頂くことも検討されています。まずは、北側校舎の2階、3階部分を民間事業者へ貸付け、事業を行っていくことになった経緯や理由、ねらいを教えてください。あわせて、事業スキームや事業の期間など、想定されている事業の概要を教えてください。民間事業者は公募されますが、主な施設の機能、コンセプトは、まちの資源をもとに学校跡地を活用した新たな魅力の創出、産業振興施設として、地域産業・経済の活性化、多様化学校との連携とのことですが、これらのコンセプトや条件にマッチする事業者とはどういった事業者、業態を想定されているのか、教えてください。

＜答弁＞

基本政策では、南部地域の活性化に向け、学校跡地において南部地域の資源を活かした有効活用に取り組むこととしています。これを受け、島田小学校跡地では、民間事業者の運営により、地域産業・地域経済の活性化のほか、令和9年度に開校される学びの多様化学校との連携による相乗効果で新たな魅力を創出するものです。想定する事業は、コワーキングスペースの運営や、大学や民間事業者などと提携したキャリア教育プログラムの提供のほか、市内事業者や地元の方、近隣小中学生など多分野かつ多世代が交流できるプログラムの提供などを想定しております。事業期間につきましては、令和6年度中から令和13年度までを想定しております。最後に、運営事業者の想定ですが、コワーキングスペースの運営や地域コミュニティの形成、教育事業など、多分野にまたがる事業者を複合的にコーディネート・誘致しながら運営ができれば、

（質問）

新たな魅力の創出にはつながりそうだが、経済の活性化は見込めなかったり、経済の活性化にはつながりそうだが、多様化学校との連携は難しそうといった事業者や事業者からの提案もあるかと思いますが、あくまで、3つの機能やコンセプト全てを満たさないと採用はされないのか、教えてください。また、特に3つのうち、市がこだわっている機能やコンセプトがあれば、教えてください。さらに、今回の事業は定期建物賃貸借契約となることから、事業者には家賃等の支出が生じます。そのことを踏まえると、ある程度、収益が見込まれる事業内容でないと応募は難しいように思いますが、一方で、収益を重視すると、学びの多様化学校との連携が難しくなるなどの弊害も想定されますが、市の認識と見解をお聞かせ下さい。そもそも、3つの機能やコンセプトを満たすことに拘り過ぎると、どの機能も中途半端になりかねないと懸念しますが、あわせて市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

優先交渉権者につきましては、3つの機能やコンセプトに係る事業の提案内容のほか、財務健全性などを総合的に審査し選定するため、一部の機能に課題があった場合でも、他の機能が非常に優れている場合などは選定する可能性があります。機能・コンセプトのこだわりについてですが、学びの多様化学校と隣接するという環境をプラスと捉えた、民間事業者のノウハウと創意工夫による効果的な提案を期待しております。ご指摘の通り、学びの多様化学校との連携をしつつ収益事業として採算性を担保することは簡単ではないこと、また、コンセプトにこだわりすぎることで、中途半端な提案になる可能性があることは認識しております。繰り返しになりますが、学びの多様化学校と隣接するという類を見ない環境を新たなビジネスチャンスと捉えて頂き、適切な職業教育や地域との連携、起業支援などを通じた生徒の能力開発と地域経済の活性化との両立を期待しております。

(意見・要望)

こちらの危惧する点や課題に対する認識の共有は出来ていると理解しました。今回の条件で、適切な職業訓練や地域との連携、起業支援などを通じた生徒の能力開発と地域経済の活性化との両立が果たされる事業提案が出てくることを期待するところですが、公募する事業者が収益性を追求するあまり、応募を躊躇わせたり、提案内容にマイナスの影響を及ぼす可能性があるのであれば、事業者への負担の軽減を図ったり、場合によっては、市がある程度の負担をしてでも、事業の効果を高めたり、実現することも念頭に進めても良いのでは無いかと提案しておきます。

【企業立地促進事業】

（質問）

企業立地促進事業について質問します。36.6 km²の面積に40万人もの人口を有する本市においては、快適な居住環境を整備するために産業誘導区域の集積を図っていかなければなりません。市は、従来より企業立地促進計画に基づき、産業誘導区域への企業立地の取組みを推進しておられますが、近年の実績をお聞かせください。また、次年度以降はどのように取組みを進めようとしているか、お聞かせください。

＜答弁＞

企業立地に関する近年の実績についてですが、平成31年に企業立地促進条例を一部改正し、「産業誘導区域」を設定しました。令和4年4月には、産業誘導区域内に「重点エリア」を指定し、住宅などの土地利用を規制するとともに、奨励金などの支援制度をさらに拡充しております。また、昨年度、これまで実施した企業立地促進施策の効果検証を実施した結果、平成31年からの4年間で、工場や倉庫などの床面積約9万m²の増加と、固定資産税約2億円の増収が確認できました。なお、この効果検証の取組みは、総務省が実施する統計データ利活用表彰の特別賞を受賞しました。次年度以降の取組みとしましては、工業系用途地域での企業立地をさらに促進しつつ、新たに本社機能やサテライトオフィス、ホテルなどを奨励金の対象業種に規定するなど、業務機能や商業機能の集積、高次都市機能の充実につながる取組みを検討してまいります。

（質問）

これまでの取組みで工場や倉庫などの床面積は約9万m²の増加、固定資産税は約2億円の増収が確認できたとのことで、効果的な取組みが進んでいることが分かりました。この間、企業立地促進奨励金については区域・エリアによって固定資産税の減免措置があることも考慮すると、減免措置終了後の固定資産税はさらに増収が見込めます。また企業立地を推進することで雇用の増加も見込めます。今後の課題認識もしっかりとされていることが分かりましたので、企業立地促進の取組みについてはさらに進めていただきますよう要望しておきます。続けて企業立地促進にも関わる人材確保促進補助金事業について質問します。次年度はその対象経費を拡大していくとのことですが、この事業の詳細および今年度の実績について、またどのように拡大を図っていくとされているのか、その目的についても併せてお聞かせください。

＜答弁＞

豊中市人材確保促進補助金は、多様な人材の確保や就労の促進を図ること等を目的に、就業規則等の改正や日本語研修、副業人材等の確保に要する経費の一部を補助するものです。今年度の実績としましては、令和6年2月末時点で21社22件に対して163万4千円を交付しています。来年度につきましては、事業者からニーズが高かった副業人材等に支払う業務委託料を対象経費に追加し、補助上限額を10万円

から15万円に引き上げます。また、本補助金とものづくり人材育成補助金を統合し、ものづくり人材育成の対象経費を全国のポリテクセンター及びポリテクカレッジでの研修費に拡大することとしています。

(意見・要望)

実績も上がっていることから、事業拡大する方向について確認ができました。特に、事業者からニーズが高かったものは副業人材等の雇用についてであり、支払う業務委託料の補助上限額を引き上げることです。この事業については、実際に副業人材を活用されている事業所からの話では、大企業在籍者からの多数の応募があり、廉価な業務委託料で採用ができ、短期間での採用もできると伺っています。また、例えばDX、ブランド戦略、広報PR、脱炭素など課題解決の一助として副業人材を活用している自治体も増えてきているとも伺っています。さらに多様化・複雑化する社会課題を的確にとらえ、解決するための施策を立案し実行していく上で民間企業でのノウハウや経験を活用していくことは自治体においても積極的に進めていく必要があると考えます。本市においても産業振興だけにとどまらず、本市の活性化にも有効活用できる事業ではないでしょうか。部局を超えた幅広い事業展開を是非ご検討ください。

【デジタル地域ポイント】

（質問）

現在、チャージ機能については、アプリ内でのクレジットカード決済が休止されており、3Dセキュアと呼ばれる本人認証機能を必須とすることにより使用再開を目指すと聞いているが、どのような状況なのか、お聞かせください。また、現在実施中のプレミアム付きデジタル商品券事業ではクレジットカード決済が可能であったが、どのような対策を講じ、どのような課題が見えてきたのか。

<答弁>

チャージ機能におけるクレジットカード決済については、3Dセキュアの設定を必須とすることにより使用再開をめざしていましたが、他市において3Dセキュアの設定を必須とした場合においても、クレジットカード情報の不正使用が発覚したため、追加の対策を検討しているところです。具体的には、現在実施中のプレミアム付デジタル商品券事業と同様に対象者を市民限定とし、住民基本台帳と突合することにより本人確認をさらに厳格に行うといったことが考えられます。この手法においては、指名・生年月日・住所などにより実在する市民であることが確認でき、3Dセキュアによる本人認証機能との併用により、さらにセキュリティを強化することができます。住民基本台帳との突合による課題については、商品券事業と同様に申し込みを経て審査を行うプロセスが生じることから、チャージしようとするポイントを即時付与できないデメリットがあります。

（質問）

他市で3Dセキュアの設定をしている場合においてもクレジットカード情報と併せてパスワードなどが流出している場合や、ワンタイムパスワードを入力させるなどでセキュリティを突破するような事例が発生しているということは仄聞しております。一般のチャージ機能においてクレジットカード決済が休止状態となっている理由については理解しました。今回、クレカチャージの対象を豊中市民に絞り住民基本台帳にある情報と突合するなどを検討し、本人確認を行うプロセスがさらに必要とのことだが、セキュリティ対策はしっかりと進めていく前提で利便性の向上を図る上においても、クレジットカードの決済の再開は急務であると考えます。今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

<答弁>

クレジットカード決済を速やかに再開し、キャッシュレス化を促進しながら利便性の向上を図ることは、本市独自の取組みであるマチカネポイント事業において重要な要素であるものと認識しています。このため、次年度分の新たなチャージが可能となる今年5月までには、追加の本人確認手段を確定し、クレジットカード決済の再開を図ってまいりたいと考えています。

(意見・要望)

できうる限りのセキュリティ対策は必要ですが、一切不正利用のないこういったプラットフォームの存在は聞いたことがありません。今後、キャッシュレス化を推進していく市の施策の中でクレジットカード情報が抜き取られたことによる不正利用はおきえますし、デジタル地域ポイントのクレジットカードチャージを再開した場合もリスクはゼロではありません。昨年11月の不正利用の被害については、フィッシング詐欺や3Dセキュアを突破されることによって起きる二次的な被害であります。プラットフォームとしてのセキュリティ向上は当然必要ではあるものの、クレジットカードのスキミングやフィッシングを防ぐことが大本ではあります。豊中市としては主にくらし支援課がクレジットカードのフィッシング被害防止などの対策をしていただいておりますが随時アップデートしていただければと思います。

【大阪・関西万博に向けた取組み】

（質問）

大阪・関西万博の基本計画では想定来場者は約2820万人とされており会場に多くの方が来られるとともに世界中から多くの注目が大阪に集まることが想定されています。会場である大阪市に隣接する本市としては市の魅力発信・PR を行う絶好の機会と捉えていますが市としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

＜答弁＞

開催期間中は、大阪国際空港や阪急電鉄、大阪モノレール等を通じて、国内外より多くの方が往来されるものと捉えています。開催会場におきましては、豊中市が誇る地域資源、文化資源を活用した催事を万博会場で実施することにより、豊中市の魅力を、より多くの方に広く世界に PR していきたいと考えております。併せて、万博会場での取組みだけでなく、万博会場に向かわれる方々が、本市に立ち寄って頂けるような関連イベントの実施、本市の魅力を伝える仕掛け・工夫を検討してまいりたいと考えています。

（質問）

開催期間中は多くの国内外の観光客が本市を通り万博会場を訪れると想定されます。絶好の機会と捉えていただき、本市を単に通過するだけではなく多くの方々に足を止め本市の魅力発信を行なっていただき立ち寄っていただけるような仕掛けづくりをぜひよろしくお願い致します。では次に具体的にどのような事業をお考えなのかお聞かせください。併せて前年度となる令和6年度において予定されている万博関連事業について内容をお聞かせください。

＜答弁＞

開催期間中の会場での取組みについては、大阪府市万博推進局や万博首長連合などと調整しているところでございます。具体的には、本市の魅力である「音楽あふれるまち豊中」の取組みや兄弟都市沖縄市との連携した取り組みなどを中心に進めてまいりたいと考えております。実施にあたっては、次世代を担う子どもたちの参加・体験機会の充実を図っていきたいと考えております。令和6年度におきましては、北摂7市3町で連携してPR冊子おおびPR動画の作成や、人々が集う様々なイベントにPRブースの出展を行うなど、機運醸成の取組みを進めてまいりたいと考えております。

（意見・要望）

55年ぶりに大阪で開催される大阪・関西万博では多くの賑わいが想定されます。開催期間中の会場でも本市の魅力を発信していただき多くの方に本市に興味を持っていただくような取組を行なっていただけますようによろしくお願いいたします。本市独自で本市在住の

子どもたちを招待するとも伺っております。多くの子どもたちが万博会場を訪れて、ご答弁の中にありました本市の取り組みでもある次世代を担う子どもたちの参加・体験機会の充実を図っていただきたいと思っております。また障がいがある子どもたちも積極的に参加することができるように、開催期間中に会場に訪れ参加・体験できる環境作りや、本市在住で障がいをお持ちの子どもが一人でも多く万博に興味を持っていただける取り組みも併せてよろしくお願い申し上げます。

【音楽あふれるまち推進事業】

（質問）

来年度の予算案の中に新規施策として「星空ファミリーコンサート」と「名誉市民松本孝弘さん応援イベント」の2つがございます。まずはこの事業の主な取り組み内容について教えてください。

＜答弁＞

令和6年度の音楽あふれるまち推進事業の主な取り組みといたしましては、毎年10月から11月頃に実施しております「とよなか音楽月間」のメイン事業である「豊中まちなかクラシック」を実施するほか、8月に服部緑地野外音楽堂において、「星空ファミリーコンサート」を日本センチュリー交響楽団に委託し、実施いたします。また、5月25日（土）、26日（日）に、本市の名誉市民、B'zの松本孝弘さんが文化芸術センターにおいて開催するコンサートに合わせ、松本孝弘さんの応援イベントを実施致します。

（質問）

松本孝弘さんの応援イベントについてより深く質問をさせていただきます。先ほどのご答弁でB'z 松本孝弘さんが5月に豊中市文化芸術センターにおいて開催されるソロコンサートに合わせて、応援イベントを実施されるということですが、具体的にどのような特別な内容をお考えかお聞かせください。

＜答弁＞

B'zの松本孝弘さんからは、本市に幾たびも高額のご寄付を頂いており、そのご寄付を原資に高校生軽音楽フェスティバルの開催や市内高校軽音楽部などに楽器を購入していることから、その感謝の意を込め、コンサート当日に会場に隣接するアクア文化ホールにて、市内高校軽音楽部による演奏会を開催してまいりたいと考えております。また、本市が所有しております松本孝弘さんの手形や写真パネルなどを配置し、コンサートにお越しいただいたファンの方々に喜んで頂けるイベントを開催してまいりたいと考えております。

（意見・要望）

現段階で予定されている具体的な取り組みをお聞かせいただきました。コンサート当日はライブ会場横のアクア文化ホールで市内の軽音楽部のライブを開催するという事で学生の方々にはあと2か月ですので早めのアナウンスをお願いできればと思っております。松本さんの手形のお話もありました。大阪府外のファンの方からのご意見として、「ライブ当日に手形をぜひ見たいのですが、役所はあいてますか？」といただいておりますので、その点は安心をしました。写真パネルも配置予定とのことですがB'zのボーカル稲葉さんの生まれ故郷の岡山県津山市の津山駅では特大のパネルが常設されておりファンの方々が記念撮影をされ

ており SNS 発信されております。この最高な機会に豊中市でもぜひ設置していただくのはいかがでしょうか。コンサートにお越しいただいたファンの方々だけではなく、チケットが当たらなかった多くのファンの方々もこの豊中市にはお越しになると想定されます。市内外に豊中市の魅力を発信する大きな機会と捉えて取り組んで頂きたいと意見させていただきます。

【自前での更なる電力創出】

（質問）

自前での更なる電力創出について伺います。現在、本市でソーラーパネルが設置されている市有施設や市有地はどれくらいあるのでしょうか。また、その発電能力を教えてください。一方、以前の議会で他会派の議員も質問されていましたが、昨今、新たな太陽電池として、ペロブスカイト太陽電池が注目されています。あらためて、ペロブスカイト太陽電池とはどういったものなのか、従来のシリコン型太陽電池との違いや双方のメリット、デメリットも含めて、市の認識と見解を教えてください。

＜答弁＞

本市では、市有施設37か所に約950kwの太陽光パネルを設置しています。ペロブスカイト太陽電池のメリットとしては、いくつか挙げられていますが、特筆すべきものとして、「様々な形状に適用できる」や「軽く薄い」、「弱い光でも発電できる」「透過性がある」などがございます。一方で、赤外線や紫外線、湿気に弱いため、従来のシリコン型太陽電池に比べて耐用年数が短いことや面積を広くすると性能にばらつきが出ることなどが現時点での課題とされています。

（質問）

ペロブスカイト太陽電池は、ご答弁にあったような様々なメリットがあり、これまでは設置が困難だった建物の窓や壁、従来のソーラーパネルでは重すぎたり、形状の問題で設置できなかった屋根などにも取り付けが可能なので、実用化に向けて、技術開発や実証実験が進められているようですが、市の認識とペロブスカイト太陽電池やペロブスカイトとシリコンのタンデム太陽電池を活用した更なる太陽光発電の拡充を図ることに対する見解をお聞かせ下さい。

一方、既存の広場や駐車場などの舗装された路面に取り付けることができる太陽光発電システム、いわゆる路面太陽光発電も注目されています。表面を特殊な樹脂でコーティングし路面に貼り付けるため、自転車や歩行者がその上を通行することができ、台風などの暴風雨にも強いといった特徴があります。また、発電した電力は、バッテリーに蓄電することもできるため、災害時に非常用電源として使用できるなどさまざまな活用が期待されています。民間企業では駐車場等で設置されている事例が出てきていますし、東京都杉並区でも役所前広場で試験的に導入されているそうです。本市でも、この路面太陽光発電を積極的に取り入れてはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

ペロブスカイトとシリコンを組み合わせたタンデム太陽電池はシリコン型太陽電池よりもエネルギー変換効率を高めることができる一方、ペロブスカイトのメリットであった「曲げ性」が無くなるなどの課題があることから、現在、これらを両立できるタンデム太陽電池の開発が進められているところです。ペロブスカイトが実用化され

れば、本市における電力の地産地消が大きく進むものと期待しているところです。

再生可能エネルギーについては、様々な技術開発がなされているところであり、市で導入するにあたっては、安全性や耐久性、コスト面を考慮しながら判断していく必要があると考えており、引き続き、動向を注視してまいります。

(質問)

一方、世界的なエネルギー危機の影響による化石燃料等の高騰や国内の電力供給量の減少による電力の需給バランスの乱れ、更には円安などの影響により、電気料金の値上がり、高止まり傾向が続いています。電気の取り引き価格の高騰で、電気の購入費だけでなく、売却費も増えており、実際、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、一昨年度よりも昨年度の方が、総発電量は減少しているにもかかわらず、売電収入は1億円以上も増え、10億円を超えています。売電収入が増えることで、本市からのクリーンランドへの負担金の額の軽減につながっているのではないかと思いますし、電気料金の高騰やクリーンランドにおける売電収入の増加は今後も続くことが見込まれると思います。そこで、これまでも提案してきましたが、プラスチック製容器包装を製品プラスチックと同様に焼却し、サーマルリサイクルをすることで更なる電力創出や売電収入の増加、歳入確保につなげることで負担金の減額を図ってはどうかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。市長は、施政方針説明で、クリーンランドで発電した電気の一部を学校や市役所庁舎等で使う、電気の地産地消事業の取り組みを進めると述べられましたが、これからの時代、必要な電気は購入するから、創るへ、更には、余れば蓄えるや売却するに、より一層、意識も政策も転換していくべきではないかと考えますが、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、令和9年度に平成28年度比で焼却処理量の8%削減を減量目標として設定し、取組みを進めています。また、容器包装リサイクル法においては、消費者・市町村・事業者の3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務付けられています。本市としては、引き続き、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るという法の趣旨に基づき、分別収集・分別排出の徹底を進めるとともに、事業者・市民と連携し、排出抑制を促進してまいりたいと考えております。

電力の確保につきましては、脱炭素の視点を踏まえ、引き続き再生可能エネルギーの普及ならびに地域で活用できる仕組みについて調査・研究し、地域でつくった電力を地域で使う地産地消を推進してまいります。

【電気自動車の充電インフラ整備】

(質問)

電気自動車普及に向けた取り組みとして合同会社 DMM.com と連携、協力に関する協定を2024年1月30日に締結しこの協定の目的としては両者が相互に密接に連携することにより、豊中市における電気自動車の普及に向けて、相互の知見や資産などを生かし、電気自動車の充電インフラの整備及び運営に関し協力することで、市民生活の利便性を向上させるとともに、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現につなげていくことを目的とする。と書いてありますが今回公募型プロポーザル方式により設置運営者を選考したと思えますがもう一社応募がありました協定先として合同会社 DMM.com を選定した理由をお聞かせください。またこういった事業スキームを考えているのかも聞かせください。

<答弁>

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みの一つとして、公共施設へ充電インフラを整備し、電動車の普及促進につなげていくことを目的に、プロポーザルを行った結果、合同会社DMM.com が、事業の継続性や利用者の利便性の観点からの評価が高く、協定の締結先として選定したものです。本事業は、事業者が、国の補助金を活用して市有施設の駐車場に充電器を設置、利用者から利用料金を徴収し運営を行うもので、設置から運営に至るまで、市の費用負担はゼロとなっております。

(質問)

市の費用を一切使わずに充電インフラを整備できるということで理解をいたしました。次に充電器の設置場所ですが市有施設となっておりますがどこに設置予定でしょうか。お聞かせください。また今後市内に何台設置するなどの目標台数や今後の事業の進め方についても聞かせください。

<答弁>

現在の候補として、庄内コラボセンターと武道館ひびき、市役所第2庁舎に合計10口設置する提案を頂いておりますが、詳細については、現地調査を踏まえて決定してまいります。設置にあたりましては、施設の状況や、国補助金の状況などから、総合的に判断していく必要があるため、目標台数は定めておりませんが、随時、事業者と協議を行いながら、設置台数を増やしていきたいと考えています。

(意見・要望)

電気自動車の普及にはまず、いつでも充電ができるなどの環境整備を整えることが重要になってくると感じます。全体の情勢を見ながら、慎重になるところもあるかと思いますが積極的に充電設備の拡充を要望いたします。また令和5年度から事業者向けの電気自動車購入補助金はやっていましたが今年度の予算に個人向けの電気自動車購入補助金が組まれて

いるということで現在国が行っている補助金が一般的な普通自動車で平均55万円ありますのでそこにプラスアルファとなりさらに充電インフラ整備が進むと電気自動車の購入を検討している市民の方の後押しになると大変期待しております。また温室効果ガスを削減しゼロカーボンシティの実現を進める上でも電気自動車の普及は欠かせないので引き続き充電インフラなどの環境整備と電気自動車購入の後押しになるような施策の継続を要望しておきます。

【ゼロカーボンシティへの取り組みの現状とこれから】

（質問）

本市では「環境基本条例」に基づき市民・関係事業者・行政のパートナーシップのもと、総合的な環境への取り組み、ゼロカーボンシティを推進し、2050年には温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すとしています。そして令和4年3月には「豊中市地球温暖化防止地域計画」を改定されています。その後、具体的なことも含め、市ではどのようなことに取り組んでこられたのか、現状をお聞かせください。そして、カーボンオフセットにも取り組まれているようですが、成果も含めて取り組み状況もお聞かせください。

＜答弁＞

ゼロカーボンに向けては、省エネ、創エネ、カーボンオフセットの3つの観点を持ち、環境啓発、補助事業、広域連携等の手法で施策を推進しているところです。具体的には、省エネ、創エネの取り組みとして、子ども向けの環境学習プログラムの実施のほか、省エネ家電普及促進事業や市民向けの太陽光発電や断熱リフォームへの補助などを実施するとともに、市有施設のLED化や電気自動車用の充電器設置にも取り組んでいるところです。カーボンオフセットでは、令和4年度から隠岐の島町で開始し約40トンの二酸化炭素削減効果をあげ、今年度から能勢町で開始するとともに、今後に向けて山形市と協定を締結したところです。

（質問）

市ではゼロカーボンシティへの取り組みとして様々な施策をされてきていることが答弁から理解できました。市民向けとしては環境イベントや環境学習など、そして具体的に環境対策を進めてきていると思っています。また、カーボンオフセットでは隠岐の島町や能勢町で開始しており、今後に向けては、新たに山形市とも協定を締結したということで理解しました。しかしこの間、イベントや学習また具体的な環境対策を進めていくうえで、これまでに課題も出てきているかと思いますが、お聞かせください。加えてその課題に対してどのように解決しているかとされているのか、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

ゼロカーボンの実現のためには、市民、事業者、行政すべてが当事者意識を持って取り組んでいくことが課題だと考えております。着実に効率よく事業を推進していくために、家庭と事業者の両方への支援が必要であり、特に事業者について、気候変動対応を支援・後押しすることや、連携した取り組みを行っていくことが必要だと認識しており、中小企業のニーズ把握に向けた取り組みを進めているところです。あわせて、事業者でもある本市においても、地球温暖化対策実行計画に基づき、さらなる取り組みを進めてまいります。

(意見・要望)

市では3つの観点、そして3つの手法、環境啓発・補助事業・広域連携で現在施策を推進していることは理解しました。「豊中市地球温暖化防止地域計画」を改定されてから約2年、課題も見えてきた中で、それに向き合い、次のステップに進んでいただけたらと意見させていただきます。今後は省エネへの取り組み加えて、次はエネルギー、電気を生み出す太陽光発電や小水力発電などなど積極的に取り組んでいただき、将来的にそれらの施策で生まれたエネルギーを、市内交通の電動化などにも活かしていただけたらいいのかなと強く思います。また、人にも環境にも優しい、ZEB や ZEH(ゼッチ)なども今後は少しでも導入のきっかけになるよう、調査研究はしっかりとおこなっていただきたいと申し上げこの質問は終わります。

【豊洲池の売却】

（質問）

豊洲池の売却について伺います。まずは、売却に至った背景を教えてください。また、財産区の所有地だけでなく、隣接する豊中市の土地も一緒に売却することとした経緯と理由を教えてください。あわせて、今回、売却を予定されている土地の財産区の所有分と豊中市の所有分それぞれの面積を教えてください。さらに、売却額はどれくらいを見込んでおられるのか、教えてください。

＜答弁＞

豊洲池は農業用のため池として、永らく地域の農業のために重要な役割をはたしてきましたが、令和元年度に大阪府が実施した「ため池耐震性診断」において、マグニチュード7.9以上の地震に対しての耐震性能を満たしていないとの判定を受けており、対策として水位を下げた管理をしています。また、同池は、豊中市大字内田財産区が所有しておりますが、同財産区の資金が枯渇してきており、池の十分な維持・管理が困難な状況にあります。こうした状況の中で、農地の減少に伴い、池の水の利用者が減少してきたことから、これまで池を管理してきた内田実行組合から「池を廃止したい」との申し出があり、協議の結果、売却することとしたものです。池の売却に際しては、市が国から譲与を受けた堤の部分や池を廃止することに伴い不要となる水路敷など、それぞれ個別では有効活用が見込めない土地を一体で売却することとしております。売却する面積については、道路を管理する上で必要な箇所を財産区から寄附いただくことなどで増減しますが、財産区所有が5846.41㎡、豊中市が1483.20㎡を予定しております。売却額については財産区と市で合わせて、3億8706万1000円を見込んでおります。

（質問）

財産区の土地を売却した場合、売却益の一部は市の歳入になるようなのですが、詳細を教えてください。また、その市の歳入分の活用方法について、地元地域の意見等を反映させる必要や意向はないのか、見解をお聞かせ下さい。あわせて、周辺住民や自治会向けの説明会では、市の所有分については、売却せず、大火が発生した場合のために防災倉庫が設置できるような防災拠点や、災害時の一時避難場所としての広場の設置が要望されていましたが、市は、地域の方々から要望書が提出されれば検討するとも回答されていましたが、あらためて、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

豊中市では、財産区財産の売却益の取り扱いについて、昭和24年の市議会で確認の議決がされており、8割を財産区特別会計に積立て、2割を財産区から一般会計に寄附することとしています。財産区からの寄附金については、公共施設等整備基金に積立てて、公共施設等の整備に要する経費に充当しているところです。次に、池の跡地の利活用につきましては、今年度、市の全部局を対象に照会を行い、公共利用の

希望を確認しましたが、希望する部局はなく、公園につきましても、当該地周辺には複数の公園があるため、現在、新たに公園を整備する計画はございません。しかしながら、令和6年2月12日に実施した「豊洲池の売却にかかる説明会」においてご意見をいただきました、一時避難所となり得る施設整備などについては、自治会など地域の方々の意見を集約して頂いた要望があった場合には、関係部局とも協議し、周辺の状況をはじめ様々な観点から総合的に検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

池の跡地の利活用については、自治会など地域の方々の意見を集約した要望があれば、様々な観点から総合的に検討していくとのことでしたので、前向きなご答弁として受け止めておきます。ぜひ、地元地域の方々の意見が少しでも反映された形で跡地の利活用が図られることを大いに期待しておきます。

【南部地域の公共施設の跡地】

（質問）

庄内コラボセンター「ショコラ」がオープンして1年が経過をしました。開設にともなって再編前に稼働をしていた庄内図書館・庄内文化センター・庄内幸町図書館・労働会館が役割を終えておりますが、それらの施設に関してそのままの状態で見えてきません。度々、市民の方からも「役目を終えてほったらかしにしててええの？」と問い合わせもいただくようになりました。施設として役目を終えることはショコラが開設される前から分かっていたことですし跡地だからといってそのままに続けることは良くないと思われませんが、南部地域の跡地などはどのように利活用されるおつもりでしょうか。方向性などが決まっているのでしょうか、教えてください。

＜答弁＞

令和5年2月の庄内コラボセンター（ショコラ）の開設に伴いまして、庄内こども園や庄内文化センター内にありました図書館や公民館などの施設を廃止し、これらの機能を統合して地域拠点として再編したものです。庄内文化センターは、埋蔵文化財の一時的な保管庫として利用していますが、庄内こども園、庄内幸町図書館、労働会館については公共施設としての一定の役割を終え、現存する建物の状況や敷地条件、市で活用することによる施策推進への有効性等を勘案し、他の公共施設への転用等が見込めないことから、令和6年度に民間への売却を想定しております。

（質問）

公共施設への転用等が見込めないことから令和6年度に民間への売却を想定ということで確認をさせて頂きました。さきほど言いました様々な施設は用途廃止から今まで多くの時間を費やしております。なぜこれほどの時間が必要であったのでしょうか。時間を要した理由を教えてください。先ほど答弁でもあった通り庄内文化センターは文化財の保管庫として利用されているとのことですが、敷地内の大きい駐車場は何の活用もされていないと思われれます。周辺地域の方からのご意見として「何もしないのもったいないからコインパーキングとかできへんの。民間やったらこんな勿体無いことないんちゃう。」といただきました。周辺駐車場需要に応じて時間貸し駐車場としての活用は市の財源確保の面、市民サービスの点の両面で良いことだと思われれますが市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

市有地利活用の検討には、他の公共施設への利用の可能性や建物状況の把握、敷地境界の確定など、多くの作業が必要となるため、手続きには時間を必要とします。加えて、売却にあたっては地域の状況を踏まえた条件設定など、様々な検討が必要となります。時間貸し駐車場への活用による財源確保については、今後、民間事業者が事業の成立を見込める契約期間や契約条件などを整理し、実施の可能性について調査研究してまいります。

(意見・要望)

役目を終えた市有施設の利活用について様々な検討が必要ということで時間がかかったとは理解をしますが、市民の声として「周辺住民は誰も出入りのない大きな施設があることで長期間化すると不気味な印象をもってしまう」といったことも市として理解をしていただければと思います。今回は庄内文化センター周辺の声としてコインパーキングの活用を提案させて頂きましたが、その他のことに対しても豊中市役所の感覚だけではなく周辺市民の感覚も考慮した運用を行なって頂きたいと意見をさせていただきます。

【特殊詐欺の現状と対策】

(質問)

令和5年度の本市における特殊詐欺被害件数が急増し一時期大阪府内の政令指定都市を除き被害件数が一番多かったと伺っています。令和5年度の被害件数と府内の順位、被害金額、全国や府内の詐欺被害件数、増加率の動向をお聞かせください。また本市の今年の詐欺被害の特徴をお聞かせください。

<答弁>

大阪府警が公表している令和5年の特殊詐欺認知件数の速報値は121件で、府内では政令指定都市を除き5番目に多い件数でした。認知件数は、国、大阪府とも過去10年で最多となり、大阪府では前年比585件増の2649件で増加率28%、本市では5件増で増加率4%でございました。令和5年の本市の被害の特徴は、これまで多かった還付金詐欺の件数が対前年比で60%減少しました。これに変わり、パソコン上にウィルス感染したかのような偽画面と連絡先を表示し、電話をかけさせ金銭をだまし取ろうとするサポート詐欺被害が増加したと警察から聞いております。

(質問)

令和5年度の特殊詐欺認知件数は理解をいたしました。府内では5番目に多い件数とのことで一時期府内の中で1番多い時期があった事を考えれば特殊詐欺件数が減少した傾向に思えますが国、大阪府とも過去10年で最多となっているとの事でした。地元警察や地域の防犯活動団体と連携をしていただき特殊詐欺の撲滅に努めていただきますようによろしくお願ひします。また一度被害に遭われた方が再度被害に遭うケースも多々あると伺っております。被害に遭われた方のケアや再度被害に遭わない取り組みも併せてお願ひします。次に、これまでの取り組みや内容、その評価、今後の取り組みについてお聞かせください。

<答弁>

これまで、特殊詐欺セミナーや出前講座で、被害の多い特殊詐欺手口の紹介と簡易型児童録音機の配布を行うとともに、市公式LINEや公用車、薬局のデジタルサイネージなど様々なツールを活用し、市民への注意喚起を行ってきました。また、大阪府警察と連携し、通話録音機械無料貸与事業のほか、無人ATMに人感センサーを設置し注意喚起のメッセージを流したり、市内の銀行や郵便局、コンビニエンスストア、阪急バス等にご協力頂き啓発や注意喚起を実施してまいりました。昨年の増加率や幹部金詐欺が大幅に減少したことは、こうした取り組みの効果があったものと考えております。しかしながら依然として被害は続いており、詐欺の手口も日々変化、巧妙化している現状をふまえ、市内で頻発している手口や最新の情報を常に収集し、市民の皆さんへの啓発や注意喚起に取り組んでまいります。

(意見・要望)

様々な取組みを行なっていただき本市内で起きている特殊詐欺の撲滅に努めていただいている事は理解いたしました。しかしまた新たな手口の特殊詐欺が出てきて年々増加していることも伺えました。このような卑劣な犯罪がなくなるように、被害に遭う方を少しでも減らせるような取り組みや啓発、注意喚起を行なっていただき市民の方々の生命、財産を守って安心安全に暮らせる取組を引き続きよろしく申し上げます。

【若者支援事業】

（質問）

外出をほとんどしない状態が長期間続くいわゆる「ひきこもり」の人が推計146万人に上ることが内閣府の調査でわかりました。そこで、12月の本会議において、本年4月から開始予定の高校生世代のひきこもり未然防止支援業務について当会派から質問させていただき、答弁として「不登校からひきこもり状態になることを未然防止するために実施するもので、高校生世代向けに学習支援を中心とした個別・集団プログラムを行い、社会的自立を目指す事業」とありましたが、不登校児童や生徒の支援にあたっては、将来の就労に向けた支援や、当該児童、生徒の強みを伸ばす取り組みなどが重要であると考えます。そこで、児童生徒が手に職をつけることや、自分で稼ぐことができるようなトレーニングについて本市のお考えがあればお聞かせください。

＜答弁＞

当該事業では、参加者の状況や興味関心をふまえ、就学・復学だけではなく高等学校卒業程度認定試験の取得に向けた学習支援のほか、就労等に向けたプログラムの実施について検討することにしております。本事業の事業者選定は既に実施されましたが、選定された事業者からは、個別プログラムとしてプログラミング、集団プログラムとして企画から販売までを含めたお店体験などの提案を受けており、今後具体的な実施に向け準備を進めてまいります。

（質問）

高校生世代のひきこもり支援については、個別プログラム外出を促す取り組みから集団プログラムへと、少しずつ社会に溶け込む取り組みへの移行に力を入れていかれることがよくわかりましたが、国のデータにもある通り、不登校が長期化してしまいそのままひきこもりになってしまうというケースを考えると、増加している小中学生の不登校の児童生徒に対してもさらなる支援が必要だと思えます。そこで、高校生世代と同様に小中学生に対して就労を見据えた支援について市としてのお考えはあるのでしょうか。お聞かせください。

＜答弁＞

今年度、庄内コラボセンターショコラに不登校児童生徒の自学自習の支援を行うショコラまなびの場を開設しております。さらに、ショコラまなびの場においては、学ぶ楽しさを知り、また、楽しく学んだことが仕事につながる可能性もあることを示唆したキャリア教育に関わる取り組みの一環として、青少年交流文化館いぶき創造活動の支援を受ける児童生徒を対象に、プログラミング教室、ドローン体験教室を実施しております。3月に実施のイラスト教室では、高校のマンガ・イラスト部の生徒が運営を行う予定で、運営する高校生自身にとってのキャリア教育の一端も担うものと考えています。来年度は、学ぶことの楽しさや多様な仕事・職業との出会い等のさらなる提供に向けて、民間資源との連携も含め、まなびの場における特色ある取り組みとしての検討・調整を引き続き進めてまいります。学びの多様化学校において

も、キャリア教育充実の観点から民間事業者との連携について検討してまいります。

(意見・要望)

学校を児童生徒が通えるような場所に戻すのか、多様化を進めていかれるのか、どういった道を選ばれるのかはわかりませんが、年々不登校の児童生徒が増加している本市では、若者支援事業の必要性は今後さらに増していくと思います。今後は、学校に行くことができない子ども達に対して、職業体験やキャリア教育プログラム、職業探しなどとともに、クリエイター育成の視点や企業支援などのキャリア教育とサポートを行うなどして、社会への参加を促すための取り組みをすすめていただきますようお願いいたします。

【とよなかパワーアップ体操】

（質問）

市のホームページによれば、いつまでも元気で過ごしていただけるように、考案した本市オリジナルの介護予防体操で、主に年齢とともに落ちてくる足の筋肉をはじめ、他の箇所も鍛えることを目的とした体操としておりますが、この体操が作られ市内で活用しているとした経緯・理由をお聞かせください。また、その効果はどのようなことがあったのか、検証などはおこなったのか、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

本市オリジナルの「とよなかパワーアップ体操」は、運動能力の程度に左右されず誰もが行える効果的な動きをリズムに合わせて楽しく習慣的に取り組めるよう、市の理学療法士が考案したものです。6年が経過し、現在は、市民から寄せられるテンポや動きに関する意見を反映し改編した第3版が、DVDやYouTubeを活用して、地域包括支援センターの「通いの場」立ち上げ支援や自主グループの活動、介護予防センター事業などで広く利用頂いているところでございます。効果検証につきましては、通いの場立ち上げ支援参加者453名の体力測定について、初回、3か月後、6か月後のデータを比較検討したところ、歩行速度、バランス能力において有意に改善がみられました。

（意見・要望）

とよなかパワーアップ体操ができた経緯や目的は承知しました。また、検証もおこない、効果があるということが理解できました。この効果がひろがり、高齢者の健康年齢が延びることで医療費などの抑制効果も期待できるのではと考えます。このあとの議論は常任委員会に場を移して詳細を聞いていきたいと思っております。

【介護行政】

（質問）

いまから10年ほど前に、当時約246億円だった介護保険の給付費が団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年にどのようになると想定するかと議会でお尋ねしたところ、一定の仮定の下での仮想数値ではあるが348億円と見込んでいるとのことでした。2025年まであと1年となったわけですが、当時の介護保険給付費に相当する数字である介護予防・生活支援サービス事業費と介護給付の合計額の直近の推移についてお聞かせください。また要介護認定率、構成比の推移についてもお聞かせください。また、この、様々な介護予防に向けた事業に取り組まれてきたと思いますが、今お聞きした給付費や要介護認定率、構成比の推移を念頭にどのような効果が出ているとお考えかお聞かせください。

＜答弁＞

直近3年間の推移は、令和2年度から令和4年度まで順に約343億6790万円、約356億5125万円、約368億5283万円となっています。要介護認定率については、令和2年度から令和4年度にかけて各年度10月1日現在、22.7%、23.2%、23.4%となっています。各介護別の構成比については、大きな変化はなく、要支援1から要介護5まで順に、約18%、約14%、約20%、約16%、約13%、約11%、約8%となっています。通いの場づくりやぐんぐん元気塾など、住民主体による介護予防事業の評価につきましては、グループ数や参加者数などの活動指標を用いながら、市全域の活動へ拡充してまいりました。しかし、一方で、介護給付費等への影響を評価する方策等については、客観的データの収集と分析手法の研究が課題となっておりました。そのため、令和4年度から市内4か所で実施している「豊中はずらつ教室」において、検証に必要なデータの収集を行うとともに、要介護認定や介護保険給付費への影響を評価する客観的エビデンスが得られるよう、学識経験者や医療専門職と共に研究検討に取り組んでいるところでございます。

（質問）

10年ほど前にお聞きした想定に近い形で介護給付費が伸びていること、団塊の世代が後期高齢者入りしていく中で介護認定率も上昇していることも理解いたしました。この様に介護需要が伸びる一方介護人材不足が言われています。そこで市内における介護人材不足の状況をお聞きします。市内において実際どの程度の人数が不足しているのでしょうか。また、介護事業の分野によって不足の程度は異なるのでしょうか。特に訪問介護については介護報酬の改定において処遇改善加算で配慮するが、基本報酬については引き下げが想定されています。このことは訪問介護事業における人材不足の状況にどのような影響を与えると市は見ておられるのでしょうか。また介護人材の不足への対策として次年度予算においては、市は事業者が行う介護人材確保定着に向けた事業に対する補助制度を創設するとのことですが、どのような事業を想定しておられるのでしょうか。加えて特に訪問介護事業における人材不足に向けた市としての対策の必要性についての認識はどのようなものかお聞かせください。

<答弁>

介護人材について、市内事業者からは、介護職員やケアマネをはじめとした人材不足により新たな採用が困難であり、人材派遣会社や人材紹介会社を頼らざるを得なくなりつつあることなど切実な状況をお聞きしています。大阪府内の状況は、令和4年度介護労働実態調査によりますと、府内の68.1%の事業所が職員の不足感を感じており、中でも訪問介護員が85.3%、介護職員が65.0%と高い数値となっています。分野別では、全国での数字となりますが、入所施設系、居住系、訪問系の5割を超える事業所が介護サービス事業を運営する上での問題点として「良質な人材の確保が難しい」と回答しています。訪問介護の報酬改定については、基本報酬が引き下げられる一方、処遇改善加算要件の簡素化や加算率の引き上げなどがございます。新たな処遇改善加算の要件となる現行の処遇改善加算II以上を市内の8割を超える事業所が取得しており、多くの事業者が報酬改定後も処遇改善加算を取得できる状況であると認識しています。今後も市内事業者における加算取得を推進し、事業所の働きやすい職場環境整備を支援することでサービス提供基盤を維持してまいりたいと考えております。人材確保対策の補助制度につきましては、公募により、市内の介護保険事業者が主体となった取組みを選定することを想定しています。提案においては介護人材確保、定着支援、介護の魅力発信、外国人人材の受入促進などを必須の取組みとしたうえで、多様なニーズに応える総合的な人材確保対策をしない事業者全体に向け展開して頂くことを期待しています。

(意見・要望)

今回取り組まれる、介護事業者が主体的に行う介護人材の確保、定着を目的とした事業に対する新たな補助制度については、提案される事業の内容とその効果も含めて今後注目していきたいと思っております。この後、在宅医療体制の推進についてお聞きしますが、在宅での療養においては訪問介護のサービス提供が確保されることも重要であります。そういった観点からも、特に訪問介護事業における人材不足にフォーカスして、市独自の支援策を考えられないか、ご検討いただきたいと申し上げてこの項目の質問を終わります。

【インフルエンザワクチン接種】

（質問）

インフルエンザ予防接種の無償化を過去にされていましたが、その目的と結果について改めて市の見解をお聞かせください。今年度は無償化をされませんでした。令和6年度ではどうする予定なのか併せてお聞かせください。

＜答弁＞

高齢者のインフルエンザ予防接種は、インフルエンザによる重症化予防効果があり、予防接種法に基づく定期接種のうち、主に個人の予防のためのB類疾病として、費用の一部を公費負担しています。令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症流行下の医療機関のひっ迫を防ぎ、医療体制を維持するための公衆衛生上の対策として、全額公費負担としました。令和2年度から令和4年度のインフルエンザの発生は全国的に少なく、入院サーベイランスによると、大阪府のインフルエンザ入院患者数も例年に比べて少ない状況でした。これは、新型コロナウイルス感染症の流行そのものや感染対策、行動の変化等による影響が大きいです。インフルエンザ予防接種の費用助成も医療機関のひっ迫の緩和には一定の効果があり、新興感染症の治療薬やワクチンが不十分なパンデミック下において必要な対応であったと考えております。令和5年度の費用助成については、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことから、従来の自己負担額としたもので、令和6年度も従来通り実施する予定です。

（意見・要望）

ご答弁から、未知の感染症であったコロナ禍においての医療機関のひっ迫を防ぐために無償化をし、予防接種を促したことは理解できますが、結果としてそれがインフルエンザの蔓延予防に寄与したかどうかはエビデンスがないのではないかと思います。今後においては、例えば無償化を実施した自治体と実施しなかった自治体での接種率の違いや患者の発生率などを調べていただき、有意な差がなければ無償化事業については慎重な判断としていただきたいことを要望しておきます。

【在宅医療体制の推進】

（質問）

高齢化の進展に伴い、在宅医療の需要が高まっているといわれています。本市における在宅医療の需要増加の現状と今後の見通しはどうなっているのでしょうか。またその要因についてどのように考えておられるかについても教えてください。

＜答弁＞

本市の在宅医療における訪問診療の医療需要につきまして、現在策定している第8次大阪府医療計画では令和5年（2023年）が1日あたり5107人、その後年々増加し、6年度の令和11年（2029年）が1日あたり5949人、伸び率としては1.16倍になる見込みです。需要増加の要因は、訪問診療を受ける患者の大半を占める75歳以上の高齢者が増加すること、また令和4年度（2022年度）に厚生労働省が実施した医療・ケアに関する意識調査では、人生の最期を迎えたい場所として「自宅」と回答した割合が43.8%と最も多く、在宅医療の需要が高まること等が考えられます。

（質問）

市における現在の在宅医療の供給量についてはどのような状況でしょうか。また今後の在宅医療体制の構築に必要な供給量をどのように確保していかれるのでしょうか。

＜答弁＞

本市の在宅医療の資源として、令和5年4月1日現在、24時間往診が可能な在宅療養支援診療所が82施設、緊急時の入院体制を確保する在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院および地域医療支援病院が8施設の他、在宅療養支援歯科診療所36施設、訪問看護ステーション82施設などがあり、人口当たりの訪問診療を実施している診療所数は大阪府平均と比べ、多い状況です。今後、在宅医療の需要増加に対応するため、医療の質が向上できる体制かつ持続可能な体制をめざした豊中モデルグループを構築します。豊中モデルグループでは、医療機関が個別に対応するのではなく、在宅医療の中心的な役割を担う診療所のグループ化を行い、さらに歯科や皮膚科などの専門診療科や薬剤師・訪問看護師などの多職種がグループを支援します。また、在宅患者が入院を要する場合、円滑に入院できるよう病院の空床情報提供体制を整備する等、医療機関等の連携強化に取り組み、在宅医療体制のさらなる充実を図ります。

（意見・要望）

在宅医療については、以前より、人生の最後を自宅で迎えたいと思う人が多いものの実際には確か8割ぐらいの方が病院で亡くなられているといった状況だと思います。もちろん病状にもよりますが、可能であるならば自宅で最期を迎えたいというご本人の希望をかなえられるような在宅医療体制づくりが必要で、今回の豊中モデルグループの構築は意義の大きい

ことです。病状によっては難しいとは思いますが、自宅で最後を迎えたいと思っている方が在宅医療を受けて最後を迎えることができるよう、市として今回の豊中モデルグループの構築や人生会議(ACP アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発など含めて在宅医療体制の推進をしっかりと進めていただきたいと申し上げてこの項目の質問を終わります。

【子ども健やか育み条例とこどもすこやか育みプラン】

（質問）

子ども健やか育み条例とこどもすこやか育みプランもついて伺います。こども健やか育み条例は、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的に、2013年に制定されました。本条例の基本理念は、①子どもの人権の尊重を全ての取組みの基礎とすること、②子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること、③子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、または認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと、とされています。条例の制定から10年が経過しますが、条例制定の意義や効果をどのように評価されているのか、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

国においては、令和4年6月にこども基本法が公布され、それに基づき、こども大綱が策定され、市町村こども計画策定が努力義務とされましたが、本市においては、遡ること10年前に、約3年の年月をかけ、子ども、保護者、関係団体への説明、ヒアリング等を経て本条例を制定致しました。本条例においては、子育て・子育て支援に対する基本的な考え方及び計画策定とその進捗管理等、将来にわたっての推進方策を明確化しています。このため、国のこども基本法の成立を待つことなく、本条例の目的である「すべての子どもの人権が尊重され、こども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざすことを基礎として、3つの理念を大切に、子育て・子育て支援の取組みを進めることができたことは、意義深いことと考えています。条例制定の効果としては、子どもへの出前講座やこどもヒアリング、こどもまんなかフォーラムの実施など、こどもの社会参加に係る取組みが定着してきていることや、本条例を根拠とする計画とその進捗管理、施策推進体制により、市内はもとより、子どもに関わる関係者、事業者、地域全体でつながり、相互連携が進められていることなどと考えております。

（質問）

条例の基本理念をより一層、具現化していくことが重要かつ、求められると考えます。先程の答弁にもあったように、市では、子ども健やか育み条例の規定に基づき、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を2015年度からの5年間で第1期として、続く、2020年度から来年度までの5年間で第2期として策定され、施策を展開されてきました。第2期計画の計画期間終了が来年度末に迫る中、その後の計画策定について、条例の基本理念の更なる具現化に向けて、さらに、今日の子育て・子育て環境を踏まえて、第3期計画の方向性や新たに盛り込もうと考えておられる内容があれば、教えて下さい。

<答弁>

第3期計画については、こどもの年齢や養育環境等による切れ目なく、総合的に施策推進を行っていくため、若者自立支援計画や社会的養育推進計画も一体化して策定します。また、児童相談所とはぐくみセンターを司令塔とした、包括的なこどもまんなか相談支援体制の実現に向けた取り組みや、子どもの育ちを支えるために、子育ての社会化を進める「子育てしやすさ NO.1」の取り組み等を位置づけてまいります。また、そのため、具体的な支援として、子ども・子育て支援事業について、法改正で加わる新たな事業も含めて、子どもをはじめとする当事者の参画のもと、しっかりニーズを把握した上で、その確保量や確保方策を定めてまいります。

(意見・要望)

本市の子ども健やか育み条例は、国に先駆けること10年も前に制定されたこともさることながら、制定にあたって子ども、保護者をはじめ、様々な立場の方々が関わり、きめ細かなヒアリング、意見集約、議論を重ね、約3年もの年月をかけて制定されたことは、非常に意義深いと考えています。また、条例の3つの基本理念や目的も極めて重要かつ大切なことが掲げられていると改めて評価します。先程、第3期計画についての方向性やビジョンをご答弁頂きましたが、新たな計画の策定作業を進めると共に、条例の理念や目的がより一層、市民の方々に浸透するように、また、具現化していけるように、引き続き、着実かつ確実に施策を展開して頂くことを要望しておきます。また、当事者の意向をより一層、各施策に反映させられるように、子どもの居場所事業等を行って頂いている事業者やNPO団体、市民団体の方々に、日頃の生活で子どもたちが発するつぶやきなどを聴き取るといったことも実施してみてもどうかと提案しておきます。

【病児保育の使いやすさ】

(質問)

先日、2023年度の出生数は75.8万人と発表され、第一次ベビーブームであった1949年の出生数約270万人と比較して30%以下となってきていて子育て環境の整備は国家的急務でもあります。あわせて共働きが当たり前の時代となり、子育て環境は大きく変化してまいりました。子育てしやすさ NO.1 を目指すうえで、病児保育の整備は不可欠だと思います。そして今回は、南部に新しい病児保育を整備することに向けた予算が組まれておりますので、質問をさせていただきたいと思います。令和5年の病児保育の利用実績について、市内の病児保育3施設の稼働率が45%近いところもあれば3%台のところもあるという状況を仄聞しております。現状のお断り件数の数値は把握をされていないということですが3%しかニーズがないという事ではなく、運用上受け入れが厳しく、受け入れの手前でお断りしている件数も多いと考えられます。実際に、利用したいときに利用できないなど市民の方からもご相談をいただきますが、市は現状をどのように考えておられますか。

<答弁>

病児保育の利用実績については、新型コロナウイルス感染症により、令和2年度段階で流行前の1/3程度前まで低下しました。現在は6割程度まで回復しておりますが、引き続き、市民が利用しやすい施設の整備や仕組みづくりは重要であると考えています。施設によって利用実績に差があることについては、補助事業として実施する中で、医師や看護師の配置体制、複数の疾病に対応するための部屋数の違い等に加え、新型コロナウイルス感染症り患の疑いがある病児の受け入れに対する方針の違いが背景にあると考えています。それらを踏まえ、令和5年度から利用者が当日キャンセルすることによる事業者負担を軽減し、受け入れ体制を確保するため、新たに補助金の加算を導入したところです。今後は事業者に対し病児保育が利用できなかった際の理由の調査を行い、第3期豊中市子育て支援行動計画策定に向けたニーズ調査の結果と併せて分析し、事業者と協議してまいります。

(質問)

今後は事業者に対して病児保育が利用できなかった際の理由調査をしていただけるということですが、利用したかったが何かしらの理由で利用できなかった件数を正確に把握していただきたく思っております。潜在的な利用ニーズを把握しなければ真に利用者目線での使いやすい病児保育の整備にはつながらないためぜひよろしくお願いいたします。令和6年度に南部地域に新たに病児施設を創るための事業者選定を行う予定と聞いていますが、利用者にとって使いやすい施設にするためにどのような点を重視して事業者選定を行われるお考えでしょうか。

<答弁>

南部地域における事業者選定の際は、医療機関としての専門性を生かした病院併設型の他、民間保育所等への設置も可能とするなど、事業者がより幅広い提案ができる

よう工夫し、保育の質や受け入れ体制が確保された使いやすい施設となることを重視して選定してまいります。

(意見・要望)

市内の既存の病児保育3施設それぞれの運営の特色を分析していただき、こういった要因が稼働率を向上させるかを指標に、より市民にとって使いやすい施設となることが重要であると考えます。そのため事業者間で情報交換できるような仕組みを整えるなどの工夫を行っていただきたいと思います。また病児保育について、市民からの目安箱を設置するなどを通じ市民からの声をきく機会を設け、そういった意見を事業者の協議会で共有するなど病児保育の取り組みをブラッシュアップしていくことに生かしていただけたらと思います。南部地域の新しい病児施設については、利用者の目線に立った使いやすい施設としていただきたいと思います。

【きょうだい同園入所】

(質問)

きょうだい同園入所の促進について伺います。認定こども園等の入園について、きょうだいと同じ園に入りやすくなるように入所選考の指数を見直すとのことですが、まず、現状、きょうだいで別々の就学前施設への通所を余儀なくされている世帯は、どれくらい存在しているのでしょうか。また、具体的にどのような見直しを想定されているのか、教えてください。

<答弁>

令和5年4月選考結果では、きょうだいと同じ施設に入所することを希望していたにもかかわらず、別々の施設に入所することとなった割合は約5割です。具体的な見直し方法につきましては、新規入所申込みにおいて、「きょうだい同園入所」は、現在、入所に係る指数の同順位間において適用する調整要件となっているところを、加算要件として新たに4点を指数に加点するよう見直すことで、優先度を高めます。

(質問)

現行の入所選考と比べて、どれくらい、きょうだいで同園入所が促進されると見込まれているのでしょうか。例えば、現在、きょうだいで別々の園への通園を余儀なくされている児童のうち、どれくらいの割合が、見直し後の入所選考指数では、同じ園に通えたことになるのか、教えてください。また、きょうだい同園入所を促進するということは、上の子が既に通園している家庭の下の子の方が、きょうだいが通園していない家庭の子よりも、優先的に入園できるということなのか、教えてください。

<答弁>

今回のきょうだい同園入所の指数を見直すことで、きょうだいと同じ施設に入所できる割合が、約7割に上がり、翌年度の転所も含めると約9割になるものと見込んでいます。また、きょうだいが別施設に入所することによる、送り迎えやきょうだいの行事の日程の重複等の負担に鑑み、これまでより優先度を高める見直しとはなりますが、第1子め等のご家庭への影響を最小限におさえるために、保護者の就労時間の区分による指数の差の5点を超えないよう配慮しております。

(意見・要望)

きょうだいで別々の施設に入所することによる保護者の送迎負担の解消は、以前からも多くの会派、議員から求められてきましたし、どの程度、想定通りにきょうだい同園入所が進むかは分かりませんが、今回の入所選考の指数見直しは評価します。一方で、指数を変えることで、マイナスの影響を受ける家庭も出るかと思いますが、大きな混乱や不満が生じないよう、配慮、工夫をして頂くことを要望しておきます。

【桜塚ショッピングセンターの建て替え支援】

（質問）

桜塚ショッピングセンターの建て替えについておたずねします。桜塚ショッピングセンターは岡町駅前の商店街の中心に位置しており、岡町・桜塚地域におけるまちづくりにおいてもその存在感は計り知れないものがあります。かつてそこには平面の商店が軒を連ねて市場を形成していましたが、防火・防災上課題が多いことから国の制度を活用しながらビル化したのが桜塚ショッピングセンターのできるいきさつであり、昭和45年に完成しています。同時期に同様の国制度を活用して豊中駅前の新開地市場も新開地ビルとして建て替えられ、現在はさらに建て替えられ商業・住宅併用のマストメゾンという建物になっています。桜塚ショッピングセンターは土地所有者、市場時代からの権利者、ショッピングセンターに建て替えてからの権利者、テナントとしての入居者、様々な形態の関係者が混在し、合意形成が難しかったのですが、29年前の阪神淡路大震災や6年前の大阪北部地震、同年9月に発生した台風21号被害などを経て建て替えの機運が整ってきたように仄聞しております。岡町は言わずと知れた市役所のお膝元であり、明治22年町村制が施行され豊中村が誕生した際に合併した五か村の中でも歴史的に町場として発展してきた場所でもあります。そのことから、ショッピングセンターの建て替えには地元まちづくり協議会関係者や多くの近隣住民も関心を寄せているところでもあります。市として、中心市街地の活性化を図るべく岡町のまちづくりに協力されてきたことと思います。桜塚ショッピングセンターの建て替えに当たって、市としても協力をできないか、見解をお聞かせください。

＜答弁＞

桜塚ショッピングセンターにつきましては、地域でまちづくり活動を行っているおかまちまちづくり協議会と連携を図りながらこれまでも建て替えに向けた相談、助言を行ってまいりました。今後も、建て替えに向けた助言や、活用できる制度の紹介を行うなど支援を行ってまいりたいと考えております。

（意見・要望）

岡町の商業集積の中心部分に位置し、面積的にも大きく、建て替えがうまく進むかどうかはまちの活性化にも大きく影響すると思われれます。様々な観点で支援をお願いしておきます。

【子育てしやすさ NO.1】

(質問)

子育てしやすさ NO.1 について伺います。そもそも子育てに対する考え方ややり方は千差万別、多種多様であり、絶対的な正解を示すことが難しいと思いますが、まずは、一般的に子育てしやすさとは、どのような点が重視や評価されると考えておられるのでしょうか。また、本市はどのような指標で子育てしやすさを図ろうとされているのか、あわせて教えて下さい。

<答弁>

共働きの子育て世帯が増えている中で、仕事か子育てかの二者択一ではなく、仕事も子育ても選ぶことができる環境が整備されていること、また、子育てにおいて課題が生じた際に、様々な形のよりどころが整備されていることが子育てのしやすさにつながるものと考えている。

子育てのしやすさに対する考え方は多種多様であり、主観的な「子育てのしやすさ」を1つの指標で測ることは難しいが、客観的な指標である子育て世代の転入・定住の状況に加え、市民意識調査や各種の民間調査などを常に意識しながら、子育てしやすさは豊中が一番とより多くの方に感じてもらえることを追求していきたいと考えています。

(質問)

子育てしやすさ NO.1 をめざすことの基本理念は、「子育ての社会化の推進」とのことです。そこで、「子育ての社会化」とはどういう意味なのか、教えて下さい。あわせて、本市が考える子育ての社会化の推進とはどういう意味なのか、分かりやすく教えて下さい。

<答弁>

「子育ての社会化」とは、令和5年12月に公表された「こども未来戦略」にもあるように、地域ごとの多様なニーズに対して、多様な主体の参画により地域が有する資源を最大限に活用しながら、こども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組みを促進していくことであると考えている。国や市の調査を見ますと、子育てに対する負担感を感じておられる方が非常に多くなっております。子育ての社会化を進めることにより、その負担感を緩和していく。このことが、子育てのしやすさにつながるものと考えています。

(質問)

子育てしやすさ NO.1 をめざすとして、今後5年間で約100億円規模の集中的な投資を考えておられますが、新たな施策を実施するには、お金だけでなく、人も投資や創出が必要となるかと思います。そこで、子育てしやすさ NO.1 を目指して掲げられている取組みにトータルどれくらい的人员が新たに必要になると考えておられるのか、教えて下さい。また、今後、ますます人手不足、担い手不足が深刻化することが想定される中で、新たな人員の確保に

については、どのように考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

子育てしやすさ NO.1 に掲げた取り組みの中には、行政だけではなく民間企業や地域の方々など、様々なステークホルダーが主体となって対応しなければならないものが多くあります。多様な主体が関わることで、よりきめ細かく個別のニーズに応えられる子育てしやすい環境が実現するものと考えている。このことから、トータルでどれくらい的人员が必要となるかは、行政だけで計るものではないと考えています。行政内部の人員については、改革を通じて確保・育成してまいります。

【広報とよなか】

（質問）

令和5年12月4日に市内蛭池南町の集合住宅ごみ集積場に「とよなか市議会のうごき12月号」が「広報とよなか12月号」とともに大量に投棄された事についてお聞きします。宅配業務委託先の事実確認によると蛭池東町1丁目、2丁目の全域約900戸で当該地域配布担当者1名が本年7月以降、広報とよなか本誌のみを配布し同配布物は挟み込まず廃棄していたと伺っております。どのような理由で当該地域担当者が広報とよなかや挟み込みをして配布する配布物を廃棄したのかお聞かせください。またニーズ調査についても我が会派の以前の質疑の中で市民アンケートを取り全世代の65%、70代以上の方につきましても約8割の方が毎月読むという回答でおおむね満足度の高い回答になっているとの答弁がありました。実際に今回の配布漏れの地域でこれだけ多くの方が毎月読むと回答している広報とよなかが配布時期になっても自宅のポストに入らない、いつも一緒に折り込まれている配布物が入っていないとの連絡が直接あったのかお聞かせください。配布漏れが発覚している期間で何回分の配布物を廃棄していたのか、以前にも配布漏れや今回のような投棄されたケースがあったのかも合わせてお聞かせください。配布漏れの地域に本市の職員さんは住んでいたのかもお聞かせください。

＜答弁＞

広報誌等の配布員が、広報誌との同時配布物を廃棄していた理由につきまして、委託事業者からは本人の体力的な都合により、広報誌に同時配布物を挟み込まず、広報誌のみを配布し、同時配布物と広報誌の残部を廃棄したものと報告を受けています。当該地域にお住まいの方から、市への問い合わせなどはありませんでした。また、同時配布物が配布されていなかった昨年7月から12月初旬までの期間に、配布すべき同時配布物は7種類・のべ8件でございました。通常、広報誌の配布漏れがあった場合、市民から市にご連絡があり、市から委託事業者に配布漏れを指摘し、配布員がそのお宅に届けています。今回のように特定のエリア全域で、広報誌や同時配布物が配布されなかったという事案は、これまで発生しておりません。市職員の居住地は、広報誌等の配布に関し市役所内では共有しておりません。

（質問）

次に今後の対応についてお聞きします。委託業者の再発防止策はどのようになっていますか。未履行业務にかかる委託料はいくらになり、委託料の返金はしていただけるのか、お聞かせください。また委託業者に何らかのペナルティを課すのか、お聞かせください。

＜答弁＞

配布漏れを防止するため、委託事業者において、地域ごとの配布員グループにリーダーを置いて管理する体制とともに、配布員による相互の監視機能を設けています。今回の事案を受けて、その機能をさらに強化し、本部社員を交えたグループ会議や定期的な研修により、配布員の意識やスキルの向上を図る、との報告を受けていま

す。また、市として、ホームページや市内情報共有システムで、広報誌と同時配布物を明示し、委託業務のモニター機能を強化しているところです。配布業務の未履行分の委託料は、市が直接契約した7件については計48579円で、既に返金を受けています。また、事業の委託先を通じて間接的に契約した1件については、契約金額から未履行分6548円を減額する変更契約を締結しています。委託事業者へのペナルティにつきましては、入札参加停止基準に照らして、厳正に対処してまいります。

(意見・要望)

1 問目のご答弁の中で配布物を廃棄した理由について当該配布員の体力的な都合とありましたが、市の広報物を歩いて決められた期間に全戸配布するのはかなりの体力と労力があると考えられます。ただでさえ、どの職種も働き手が不足している中でこのような厳しい仕事にこれからも就いていただけるかは疑問に思います。実際に現場で配布している方をお見かけしたことがあるのですが、ご高齢の方が多かったと記憶しています。今後労働人口が減っていく中で広報誌の全戸配布を今まで通りの期間で行うことが困難になってくる事も考えられます。例えばエリアを限定して配布する地域と配布しない地域を試験的に導入して配布しない地域からの問い合わせがあれば郵送するようなことを試して全戸配布する費用と郵送する費用を比べてみてもいいのかなと考えます。引き続き委員会で議論させていただきます。

【SNS活用】

（質問）

本市の SNS 活用について質問させていただきます。近年企業が SNS をマーケティングに活用する取り組みが活発になっていますが、自治体においても同様に活用が進んでいます。すでに SNS を駆使して成果を出している自治体も多くなってきています。例えば広島県安芸高田市の YouTube 登録者数は2月中旬時点で約23万2千人、沖縄県浦添市が TikTok で2.1万人、いずれも再生数で100万再生を超えている動画もあり認知度も上がり関心を持ってもらえているということで、SNS で効果を出しているといえます。本市においても LINE、X 旧ツイッター、YouTube、Instagram、Facebook、豊中っ子ラインなど様々な SNS を使っていると思いますが、例えば YouTube はどのように運用しているのかお聞かせください。

<答弁>

動画は、情報を分かりやすく発信することができる広報手段であり、広報戦略課をはじめ、各部局が取り組みを紹介する動画を作成し、YouTube サイトで公開しています。今年度から、パブリックコメント実施時には説明動画を付けるようにするなど、活用分野を広げているところです。また、職員が撮影・編集することで、タイムリーに発信できるよう、昨年度から動画作成の研修を行い、全体のスキルアップを図っています。

（質問）

本市の YouTube などの SNS はまだ十分に活用ができていないと感じています。まず継続して毎日投稿することが重要になってくるのですが投稿の頻度や投稿の時間帯や投稿に対する滞在時間などのアルゴリズムを理解することが必要です。今後どのように取り組んでいかれるかお聞かせください。

<答弁>

YouTube など SNS での発信においては、市民の皆さんに市の取り組みを伝えるとともに、取り組みへの理解や市への信頼を築いていくことが大切であると考えています。より多くの市民に見ていただけるよう、投稿数を増やしたり、ショート動画を導入したりするなどの工夫をしていますが、ご指摘のように、時々のトレンドに留意することも必要です。次年度以降、外部の副業人材を活用するなど外部視点も取り入れながら、より注目して頂けるような発信にも取り組んでまいります。

（意見・要望）

初めにもお伝えしましたが今は民間も行政も SNS の時代です。伝えたい情報を最短で広範囲に伝えられる最も有効なツールです。先ほどもお伝えしましたがこの SNS は有益な情報や投稿時間、またユーザーがそのページに留まる時間、何かしらのアクションをしていたく数が多かったときなどに視聴者が一気に増える「バズる」という現象が起き、市内だけで

なく、市外、または100万人に視聴してもらえる可能性も秘めています。また本市で飲食店を
経営している人で SNS を活用している人に話を伺うと、グルメ投稿をしているインフルエンサー
にお店の宣伝を依頼したところそのお店の宣伝動画が90万再生して90万人の視聴者にお店を知
ってもらったきっかけになったと話を聞きました。本市も市の魅力や情報を改めて市民の方、そ
して市外に向けての魅力発信にまずは一日一投稿を目指して SNS を駆使していただくように要
望いたします。また専門的な部分になりますので SNS コンサル事業者に委託することも検討を
お願いしましてこの質問を終わります。

【広報の個別最適化】

（質問）

以前、広報の個別最適化について議論をさせていただきました。デジタル庁や他の自治体においても、プッシュ型サービスやお知らせのパーソナライズ化の取組みが検討されていて、今後の動向が注目されるところです。今年度よりスタートした市の『デジタル・ガバメント戦略2.0』でもサービスのデジタル活用の一環として必要な手続きのプッシュ型通知など個人のニーズに応じたサービス展開を新たな取組み項目として示されており、新年度予算においてプッシュ型通知の実施が新規事業として上がっています。そこで、事業の目的と具体的にはどのような仕組みが使われるのか。またその仕組みをどのように選択したのかをお聞かせください。

＜答弁＞

プッシュ型通知は、市役所の手続きにおいて市民からの申請を待つのではなく、手続きが必要な対象者に対し、市役所からオンライン上で個別に案内などを行うものでございます。例えば、児童手当の現況届の提出が必要な子育て世帯の方々に対し、必要な時期に個々にご案内し、オンライン上で手続きを行って頂くことを予定しております。プッシュ型通知の仕組みにつきましては、「マイナポータル」を活用し、構築することを想定しております。マイナポータルを活用することについては、サービスの提供に必要なアプリやウェブサイト等の開発が不要であることや、既に多くの方が利用しており、改めてアプリの取得や利用者登録などの手続きが不要であることが大きなメリットになります。また、既に、引越しワンストップや確定申告など全国的に積極的に活用がなされており、今後も子育てワンストップなどさらなる利用の拡大が見込まれることから、マイナポータルを選択しております。

（質問）

プッシュ型通知となると、場合によっては個別の市民の具体的状況を市の保有するデータを活用して把握したうえで、通知をしていくこととなると思われませんが、データ活用の範囲は具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。また、「コドモン」や「母子モ」など個々にお知らせが届くサービスも導入しておられますが、それらとのすみ分けはどのように考えているのでしょうか。

＜答弁＞

プッシュ型通知に伴うデータ活用でございますが、これを行うためだけに新たにデータを収集するものではなく、各部局が管理する対象者一覧等のデータや、保有するデータを有効活用し、通知対象者を抽出するものです。「コドモン」は市立学校に通う児童生徒の保護者に対象者が限定され、「母子モ」では、アプリ利用者が任意に登録する生年月日などの利用者情報に基づいて通知するため、行政側からのプッシュが利用者側の対応に委ねられ、その分、行政の主体性が弱まります。また、「市公式LINE」のセグメント配信では、“子育て”や“福祉”“防災”など興味のある分野を

選択された方全員に、等しく当該分野に関する同じ情報をお知らせするものでございます。一方、実施しようとするプッシュ型サービスについては、対象者の世代等を選ばず、市役所がより個別に主体的に行うことができるものでございます。

(意見・要望)

マイナポータルを活用することの理由や他のアプリによる通知とのすみ分けについても理解しました。広報の個別最適化という観点から、プッシュ型通知に期待するとともに、以前提案させていただいたような手法も含めて、個々の市民に届けるべき情報がしっかりと届けられる仕組みづくりをさらに前に進めていただくようお願いをしておきます。

【住宅の耐震化】

（質問）

災害への対応力について、多岐に渡って伺います。元日に発生したマグニチュード 7.6、最大震度7を観測した能登半島地震では、多くの方々が死傷するとともに、家屋をはじめ様々な生活インフラに多大な被害が生じました。あらためて、お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。さて、今回の震災による被害の状況や発災後の状況を踏まえて様々な課題が指摘されています。そこで、それらの課題について、本市ではどのような想定やシミュレーションがなされ、どのような対策が講じられているのか、どの程度、対応可能な状態にあるのか、確認をさせていただきます。まず、今回の震災では、被災地域の住宅等の耐震化率の低さが指摘されました。耐震化率は、1981年（昭和56年）以降の耐震基準で強度を満たした建物の割合を指します。この新耐震基準は、震度6強から7程度の地震でも倒壊しない水準とされていると思いますが、その認識で間違いはないでしょうか。また、現在、市内の建物の耐震化率はどれくらいなのか、いつまでに、どのくらいの割合まで高めるといった目標値があれば、併せて教えて下さい。一方、阪神淡路大震災で多くの木造住宅が倒壊したことから2000年に建築基準法が改正され、新たに2000年基準というものが追加されました。この2000年基準とはどういった内容なのか、新耐震基準との違いと併せて、教えて下さい。また、市内の木造住宅における2000年基準での耐震化率を教えて下さい。今回の能登半島地震は、耐震基準を満たした木造の建物は倒壊を免れる揺れであり、耐震化されていない古い住宅に被害が集中した可能性があることから、対策を急ぐ必要があるとの指摘をされる専門家もおられますが、木造住宅における2000年基準での耐震化率の向上を含め、古い住宅や木造住宅の耐震化率向上に対する市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

新耐震基準につきましては、ご認識のとおりで相違ございません。次に、市内の耐震化率ですが、直近の平成30年の住宅・土地統計調査から算出した令和2年度時点の推計値では住宅の耐震化率は91%となっております。また、目標時期と目標値ですが、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に定めており、令和7年度に住宅の耐震化率95%を目標としております。次に、2000年基準の内容ですが、新耐震基準に加え、地盤に応じた基礎の設計、接合部の金具取付けなど新たな基準が定められております。なお、2000年基準での耐震化率は把握しておりません。最後に耐震化率向上に対する市の見解ですが、地震による人的・物的被害の軽減のためには住宅などの倒壊を未然に防ぐ耐震化が不可欠であると考えております。今後も引き続き耐震補助事業や耐震化の必要性の啓発など様々な取組みを行い、耐震化率の向上に努めてまいります。

（意見・要望）

市内の耐震化率は、令和2年度時点の推計値で91%、目標値としては、令和7年度で95%とのことで、市民の命や財産を守るため、地震による人的・物的被害の軽減のため、

引き続き、耐震化率向上にご尽力頂きたいと要望しておきます。特に、2000年基準での耐震化率については現在、把握されていないとのことでしたが、今後、調査をするとともに、必要に応じて、補助制度の創設などを検討してはどうかと提案しておきます。

【水道管等の耐震化】

（質問）

被災地域の水道管の耐震化率の低さも課題として指摘されていましたが、本市の現在の水道管の耐震適合率と今後の耐震化計画について教えてください。また、この水道管の耐震適合とは、どの程度の規模の震災に耐えうるものと想定されているのか、教えてください。併せて、浄水施設の耐震化率と配水池の耐震化率も教えてください。

＜答弁＞

本市における水道管路全体の耐震適合率は、令和4年度末現在、36.5%、そのうち、重要な幹線管路である基幹管路の耐震適合率は、72.4%でございます。また、今後の耐震化計画につきましては、水道施設整備計画における目標年度である令和9年度に水道管路全体では、40.3%、基幹管路では、74.3%を目標に定め、計画的に取り組んでおります。次に、この水道管の耐震適合につきましては、その大部分を占めます地震に強い水道管「耐震管」の性能といたしまして、本市で想定している最大規模の地震、上町断層帯地震など震度7クラスの地震に耐えうるものと評価しております。最後に、浄水施設と配水池の耐震化率につきましては、浄水施設である柴原浄水場は、現有施設を最大限に有効利用しながら、存廃を適宜判断していくこと、また、企業団からの受水によるバックアップがあることから、現有施設の耐震化は予定しておりませんが、そのほか市内6か所あります配水池の耐震化率は100%でございます。

（質問）

今後、上町断層帯地震などの直下型地震もしくは、南海トラフ地震などが発生した場合、本市では最大でどの程度の断水が発生することが想定されているのか教えてください。また、断水が生じた場合、どのような対応策が考えられているのか、教えてください。

＜答弁＞

本市では、最も大きな被害が予想される上町断層帯地震について大阪府が算出した被害想定の数値をもとに、断水率約85%、断水人口約33万7千人と想定しています。次に、断水が生じた場合の対応でございますが、日本水道協会及び大阪府を通じて速やかに全国の水道事業者や自衛隊などに応援を要請し、迅速な応急給水及び応急復旧を行ってまいります。

（意見・要望）

どのように算出したのか、またその精度も分かりませんが、大阪府の被害想定では、上町断層帯地震では、本市は最大で、断水率85%、断水人口約33万7千人とのことです。一方で、耐震管の性能としては、上町断層帯地震などにも耐えうる評価されているとのことでしたので、進捗率からすると、水道管路の耐震化は、先の遠くなるような、地道な事業ではあるかと思いますが、不断の取り組みで着実に進めて頂くことを要望しておきます。

【災害廃棄物】

（質問）

能登半島地震では多数の家屋が倒れ、がれきなどの「災害廃棄物」が大量に発生しています。石川県珠洲市では通常のごみ量の64年分に相当するとの報道もありました。災害廃棄物の処理の遅れは復旧作業や生活再建の妨げにもなることから、ある程度の想定や広域で処理する体制づくり等が不可欠だと思います。そこで、伺いますが、地震の規模にもよりますが、将来的に発生が予想されている巨大地震において、本市で発生する災害廃棄物の量は最大でどれくらいを想定されているのでしょうか。また、その場合、一時的に保管する「仮置き場」の設置は、どのように想定されているのか、更に、処理施設もクリーンランドだけでは、処理が追いつかず、広域的な処理体制が求められると思いますが、どのように想定されているのか、教えて下さい。また、災害の規模によっては、クリーンランドが稼働停止になることも想定されているのか、教えて下さい。

＜答弁＞

本市に与える被害が最も大きいと想定されている上町断層帯地震では、発生する災害廃棄物量を約163万トンと想定しております。災害廃棄物の処理期間を3年と仮定した場合に必要とされる仮置場の面積は約57ヘクタールと見込んでおり、候補地として市内の公園等を中心にリスト化し、部局間調整を行っているところです。

大規模災害時には広域処理は不可欠であるため、本市も大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会に設立当初から参画し、連携強化を図るとともに、クリーンランドの稼働停止も想定し、北摂7市3町2一部事務組合で締結する相互支援協定で協力関係を確保しています。

（意見・要望）

本市で発生する災害廃棄物の最大想定量は、約163万トン、必要となる仮置場の面積は、約57ヘクタールで、候補地として市内の公園等を中心にリスト化されているとのことでしたが、阪神淡路大震災の際は、廃材仮置場として、公園などはあまり利用されていなかったようですし、公園は、一時的な避難場所や自衛隊等支援部隊の活動拠点など、様々な利用用途が想定されます。さらに、阪神淡路大震災の発災当時と比べ、市内の遊休地はかなり減少しており、仮置場として確保できる場所は限られているのではないかと思います。ぜひ、危機管理課を中心に、全庁的な調整やシミュレーションに尽力頂きたいと要望しておきます。

【避難所】

（質問）

将来的に発生が予想されている巨大地震において、避難所への避難が必要となる市民の数は最大でどれくらいを想定されているのでしょうか。一方、災害の危険性により避難された方や、災害により自宅に戻れなくなった方が一時的に滞在するための施設、いわゆる指定一般避難所の受け入れ可能人員数を教えて下さい。また、避難所では、個々人にある程度の生活範囲やプライバシーが確保されなければ、ストレスやトラブルの原因になると思いますが、避難所の受け入れ可能人員数は、一人当たり設けられるプライベートスペースをどのくらいで想定されているのでしょうか。

＜答弁＞

本市では、上町断層帯地震が発生した場合には、最大約5万4千人の避難者を想定しています。指定避難所の受け入れ可能人数は、約8万6千人となります。一人あたり2㎡で算定しています。

（質問）

避難所におけるガイドラインは設けられてはいても、避難所では多様な人が過ごすことから、現場では、まだまだ様々な課題が指摘されています。能登半島地震の避難所でも、着替えや授乳のスペースがないことや、男女共用のトイレなど、女性避難者から不安の声が上がっていたり、性被害の報道もありました。本市では、こうした課題への対応や対策は各避難所で講じられているのか、また、女性避難者が安心して、安全に避難所で生活できるために、どのような工夫や取り組みがなされきたのか、教えて下さい。また、実際に、各地域における避難所訓練等で、シミュレーションなどは行われているのか、教えて下さい。

＜答弁＞

本市では、地域防災計画のほか、避難所運営ガイドラインを作成し、男女別の更衣室や授乳室の設置、避難所運営には女性の意見が盛り込めるよう配慮を行うこと、女性等が安心して避難所を過ごすことができるようにするため、警察との連携による防犯対策や女性用の衛生用品等の配布は女性が行うこと等を記載し、各校区自主防災組織の皆さまに配布する等、避難所運営の参考にして頂いております。実際の訓練では、避難所のレイアウトなどで、女性更衣室の設置の想定をしておられる地域もございます。

【福祉避難所】

(質問)

心身に不調のある高齢者や障害者にとっても、一般避難所での生活は困難を伴うケースが少なくありません。認知症や発達障害、知的障害のある方にとっては見知らぬ人が大勢いる空間がパニックの引き金になることもあり、個々の対応が必要ではないかと思えます。このような方々が必要な配慮を受けられるよう、本市でも一般避難所とは別に福祉避難所が指定されていますが、大規模災害時、福祉避難所への避難が想定される市民の数と、福祉避難所の受け入れ可能人員数を教えてください。さらに、福祉避難所でも受け入れが困難な方がおられるのではないかと考えますが、市の認識とその対応策について見解をお聞かせ下さい。また、実際に、各地域における避難所訓練等で、シミュレーションなどは行われているのか、教えてください。

<答弁>

福祉避難所の想定避難者数は、約1500人で、受け入れ可能人数は、現時点で約1180人となります。福祉避難所の更なるスペース確保については、引き続き、市内の介護事業者等へご協力を求めてまいります。常時介護が必要な高齢者や福祉サービスが必要な障害者について、避難が必要な場合には、福祉避難所での対応は難しく、施設や病院への緊急入所等が必要となります。緊急入所施設については、市内の施設のほか、災害の規模にもよりますが、大災害時には、大阪府や自衛隊などの協力のもと、被災地外への広域避難の対応も必要と考えております。市内の福祉避難所には、非常用発電機を設置しており、当該発電機の動作確認や、IP無線を活用した通信訓練を行っております。

【感染症対策】

（質問）

避難所における感染症対策も課題の一つですが、本市では避難所で感染症患者が出た場合、どのような対応をすることになっているのでしょうか。避難所で感染拡大を防ぐためのマニュアルなどは策定されているのでしょうか。また、実際に、各地域における避難所訓練等で、シミュレーションなどは行われているのか、教えて下さい。

＜答弁＞

感染者への対応については、新型コロナウイルス感染症への対応が必要になった際に、感染症対応の避難所運営マニュアルを作成し、対応を行っております。感染症には、多くの種類や特徴があり、一律の対応で対処できるものではありませんが、今後、新型インフルエンザ等の感染症がまん延した際には、現行のマニュアルをベースに、その時の感染症対策を踏まえ、対応することとしております。また、各地域では、感染症対策物品の購入備蓄や、飛沫感染防止のためのパーティションの設置訓練などを行っております。

【ペットの同行避難】

（質問）

国では、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨するとともに、ペットに関する災害対策ガイドラインを策定されています。一方、本市もペットの同行避難が飼い主の避難支援や放浪動物による危害の発生防止等につながることから、飼い主に対して啓発を行うとともに、「飼い主のための災害時マニュアル」を昨年4月に策定されました。まずは、現在、ペットを飼養されている市民の数は把握されているのでしょうか。また、震災の規模にもよるかと思いますが、最大でどのくらいの数の市民の方及びペットが同行避難の必要が生じる可能性があるかと想定されているのか、教えて下さい。また、各地域における避難所訓練等で、ペットの同行避難を想定されたシミュレーションなどは行われているのか、教えて下さい。

<答弁>

現在、本市の犬の登録数は約1万7千頭ですが、猫については登録の義務付けが無いので、ペットフード協会の調査から算定し、約1万5千世帯が猫を飼っていると推察しております。この数をもとに、算定すると、粗い試算にはなりますが、約4500世帯がペット同行避難の必要が生じる可能性があります。一部の地域では、ペット同行避難の際のペット飼養場所のシミュレーション、設定を行っておられます。

（質問）

市が策定されたマニュアルには、「豊中市内の指定避難所は、同行避難を原則としているものの全ての避難所がペットを受け入れられるとは限りません。ペットの受け入れが困難であると判断される避難所については、近くのペット受け入れ可能な避難所を案内することになります。普段から、周囲の避難所の場所や避難ルートの把握を行いましょう。」と記載があります。しかし、どこの避難所が同行避難可能なのかは、どこにも記載がありません。現状、同行避難の受け入れが可能な避難所はどれくらいあるのでしょうか。また、その情報を公表しなければ、飼い主の方が事前に、避難場所の検討や避難ルートのシミュレーションなどができないと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、全ての避難所でペット同行避難を基本としていますが、ペットと同じスペースで避難生活を送ることは、アレルギー対応など、他の避難者への配慮も必要なことから、ペット専用のスペースを確保し、避難者同士で協力して頂くことが必要と、現状では考えております。なお、避難途上に身体等に危害が及ぶ恐れがある台風接近時などではなく、避難所での中長期の避難生活が必要な状況においては、ペット専用の避難スペースの設置や、避難所の開設は、一定可能と考えております。今後、ニーズや他市での取組みなどを参考に、ペット同伴避難のより良い方策について、検討してまいります。

(意見・要望)

女性、認知症高齢者、身体障害や発達障害、知的障害など様々な障害をお持ちの方、小さなお子さん連れの方、ペットと同行避難される方をはじめ、今回は取り上げませんでした。外国人の方やセクシャルマイノリティーの方など、多種多様な理由や事情で、不特定多数の人との共同生活となる避難所生活には、不安や負い目を感じる方は少なからずおられると思います。できる限り、避難所に関する議論や検討をする際はもちろん、各避難所での訓練やシミュレーションをする際に、これまで以上に、当事者の参加や参画を進めて頂くとともに、当事者の視点や意向、ニーズが反映されるよう努めて頂きたいと思います。誰もが避難所の利用を躊躇ったり、諦めたりすることが無いよう、引き続き、ご尽力頂くことを強く要望しておきます。

【ボランティアに対する認識】

（質問）

ボランティアに対する認識についてうかがいます。能登半島地震において、早期の復旧・復興を阻んでいるものの一つに、ボランティア不足が挙げられています。災害発生初期には人命救助が優先されることは当然のこととして、被災した家屋の片付けなどが進まなければ被災者の生活再建が進みませんし、生活再建が進まないことから移住を検討されるという方もおられ、復興のためには早期にボランティアを投入して被災者の生活再建に取り組むことが重要であると、近年の災害の教訓として認識が共有されてきています。ところが、自治体によってはボランティアを軽視しているためか、受け入れ体制がなかなか整わないというのが現状であり、今回の地震においてもその傾向が専門家から指摘されています。まずは豊中市のボランティアに対する認識をお聞かせください。

＜答弁＞

阪神・淡路大震災では、ボランティア活動の重要性が認識され、救援・救護活動において、市域を超えたボランティアをはじめとする人々の協力は、大変重要と考えております。また、ボランティアは、災害発生時には、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなどの重要な活動を行っており、本市としましては、ボランティア活動の積極的な支援を行うことが必要と考えております。

【ボランティアセンター】

（質問）

災害が発生すると社会福祉協議会が中心となってボランティアセンターを開設することになっています。6年前の大阪北部地震においては社協事務局のあるすこやかプラザにボランティアセンターが開設されました。現在の地域防災計画を見ますとやはりボランティアセンターはすこやかプラザに開設することになっています。今春、社協の事務局は地域共生センターへ移転しますが今後ボランティアセンターはどこで開設するのか協議はされていますでしょうか。見解をお聞かせください。大規模な災害となればボランティアの募集も大規模なものとなります。これまで会派所属議員が見てきた東日本大震災や熊本地震におけるボランティアセンターでは大きな空き地やグラウンドにボランティアセンターが開設されていました。ボランティアのための駐車スペースの確保や支援車両の駐車スペース、資機材置き場などが必要なため当然のことといえます。現状の地域防災計画におけるボランティアセンターの開設はすこやかプラザしか記載されておらずこういった大規模災害時の視点が見られません。あらためて大規模な災害を想定した時のボランティアセンター開設場所の選定をあらかじめ進めておくことが必要ではないかと思いますが見解をお聞かせください。

＜答弁＞

豊中市社会福祉協議会は、平時から常設のボランティアセンターを開設されており、基本的には、移設先の地域共生センターに開設することになると考えております。

移転に伴うボランティアセンターの開設場所について社会福祉協議会と速やかに協議を行い、決定したいと考えております。災害ボランティアセンターの設置等については、本市と社会福祉協議会とで協定を締結しており、現時点において開設場所は原則としてすこやかプラザとし、困難な場合には、代替となる開設場所を市が確保することや、災害ボランティアセンターの出先機関を本市と社会福祉協議会で協力して確保することとなっております。大規模災害時における開設場所については、社会福祉協議会と協議を進める中で検討して参ります。

【ボランティアの宿営拠点】

（質問）

ボランティアの宿営拠点の確保についてうかがいます。今回は半島という地理的要件に加えて、道路の寸断状況がボランティアの投入を阻んでいるとされ、また、半島の先に行くほど宿泊施設が少ないことが原因と指摘されています。豊中市上下水道局は1月3日に職員を派遣し給水活動などに取り組まれています。当初から金沢市内にホテルを確保しそこから活動現場まで毎日往復して活動されていたとのことで、そのため活動時間があまり確保できないことが課題であると伺っています。また、消防局では1月1日の夜には第1陣が出発し活動されていますが、各期の派遣隊の交代の時は金沢市内で行われていたとのことです。それぞれの活動期間中は活動場所である輪島市内に宿営地をおいていたとのことです。この宿営地の確保に当たっては地元自治体や総務省などが連携して各消防に割り振っていると伺っています。このように、現地での活動時間を十分に確保するためには活動場所により近い場所に宿営拠点を置くことが大事だと思われませんが、現地の地理に明るくないボランティアにとっては自分で探すには極めてハードルが高いものであります。そこで、あらかじめ宿営に適した場所を地元で複数選定・確保しておき、いざというときにボランティアに情報提供すれば早期にボランティアの受け入れが可能となるのではないかと思います。ボランティアが利用できる宿営拠点の事前選定について見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

ボランティアの宿営拠点について、事前に選定を行うことにより、災害時には、受け入れもスムーズに行うことができると考えます。場所については、主に消防や給水などの防災関係機関の応援拠点以外のグラウンドや公園などが考えられ、選定に当たり、施設所管部局などと、調整し、取り組んで参ります。

（意見・要望）

ボランティア関連の答弁について基本的に了解いたします。必要なものは委員会でさらに議論を深めさせていただきたいと思っております。

【備蓄物資】

（質問）

備蓄物資についてお伺いいたします。今年の1月20日に市内一斉防災訓練が初めて開催され多くの校区で防災訓練などが開催されたと思います。その際、学校にある備蓄物資などの確認も行われた場合があると思います。参加された地域住民の中には「学校の備蓄はその校区のもの」と勘違いされている方も見受けられました。あらためて備蓄物資の位置づけを周知するか、一層のこと各校への分散備蓄をさらに進めて災害時のトラブル回避をはかるべきですが現状どうなっているのかお聞かせください。

＜答弁＞

現在、市内の19の小学校と7つの市有施設等で備蓄をしており、今後も地域の避難所の拠点となる小学校での備蓄スペースの確保を進めていくことが必要と考えております。また、災害時の備蓄物資の配布の考え方については、これまで、校区自主防災組織の皆さまを中心に防災出前講座などの機会をとらえ、お伝えしておりますが、その他の団体や市民の皆さまにもご理解頂けるよう周知の方法も含め、検討して参ります。

（意見・要望）

備蓄物資の分散化が全小学校区へ進むまでの間は市民へしっかり周知していただきますよう要望いたします。

【見守りカメラ】

（質問）

我が会派の2024年度の予算要望でも見守りカメラの増設を要望してまいりましたが、見守りカメラの増設は行なわず、経年劣化の対応を踏まえ既存台数を維持し更新を行い自治会に対して行う防犯カメラ設置補助を引き続き実施するとの回答でした。多くの豊中市民の方々から防犯カメラの増設を求める相談が多く寄せられています。そこでお聞きします。防犯カメラの増設に至らなかった経緯についてお聞かせください。また見守りカメラは設置から5年経過しており設置当時と比べれば街の風景や状況も変化し設置場所の見直しが考えられますが、一度設置した場所からの変更などのお考えがあるのかお聞かせください。また、自治会への設置補助は引き続き実施するとありましたが、高齢化社会に伴い自治会が消滅した地域がありますが自治会がない地域への設置、設置補助などのお考えがあるのかお聞かせください。

＜答弁＞

見守りカメラにつきましては、効果検証を行った結果、現在、本市では大阪府内の自治体と比較して多く設置しており、個々の設置場所に係る犯罪認知件数などの減少といった明らかな効果を確認することは出来ませんでした。また、設置にあたっては、各校区の面積などを勘案し、警察や各地域の防犯活動団体等と協議を行い、ワークショップ等で地域住民の方々からもご意見を伺いながら設置場所を選定した経過もございます。こうしたことから、今回の更新にあたっては、現行の台数と設置場所を維持していきたいと考えております。今後、状況等の変化により、見直す必要が生じた場合には、地域の防犯活動団体を中心にご意見を聴きながら検討して参りたいと考えております。自治会への防犯カメラの設置補助につきましては、補助対象団体を拡大することについて、他市の事例を調査研究して参りたいと考えております。

（質問）

増設に至らなかった経緯については理解をしました。一方で増設を望む声もあるということも理解をしていただき地域住民の方々や地域の防犯活動団体のご意見を聴きながら柔軟に対応していただけますようによろしくお願いします。また自治会のない地域の設置補助の拡大につきまして前向きに検討をよろしくお願いします。次に令和5年度の犯罪認知件数、警察からの照会件数と内訳をお聞かせください。警察の方から見守りカメラの画像提供をもっと簡単にして欲しいとの相談を受けたことがあります。警察に画像提供する場合の手順を教えてください。

＜答弁＞

本市における令和5年の街頭犯罪認知件数は、2040件です。また、令和5年度の警察からの見守りカメラ等の画像データの照会件数は、2月15日現在、595件で、主なものは、窃盗が184件、交通事故が135件、道路交通法違反が122件、わいせつが34件となっております。画像提供の手順は、まず、警察から市へ保有個

人情報外部提供申請書を提出して頂き、許可決定後、警察へダウンロード用パソコンを貸出し、画像のダウンロードを行います。その後、危機管理課で市職員が画像データのセキュリティ解除を行い、画像データを警察にお渡しすることとしています。

(意見・要望)

現在の画像データの手順は申請書を提出して許可決定後にダウンロード用のパソコンを借り確認したい見守りカメラの近くまで行き、画像をダウンロード後に再度役所を訪れ職員さんが画像データのセキュリティの解除を行い画像データを渡すとの事で、警察の方からすれば手間を要する手順になっていることが理解できました。他市ではダウンロード用のパソコンの常時貸し出しを行なっている自治体もあっております。他市事例も参考にしながら次回の更新では警察への画像提供の手順を簡素化していただきますようによろしく願います。引き続き委員会で議論させていただきます。

【横断歩道橋】

（質問）

横断歩道橋について伺います。まずは、現在、市が管理する横断歩道橋の数と、毎年の維持管理経費について教えて下さい。また、定期的に点検を行い、長寿命化を目的に修繕や改修工事を行われていると思いますが、横断歩道橋の修繕や改修には、概ねどれくらいの費用が必要となるのか教えて下さい。

本市が管理する横断歩道橋は1960年後半から1980年前半までの約15年間で架設され、あと約10年で全ての横断歩道橋が建設後50年となるほど、橋梁の老朽化が進んでいます。そこで、利用状況や点検による損傷状況を把握し、計画的な維持修繕の推進を目的に平成19年度に「横断歩道橋基本計画」が策定されました。さらに、平成29年には、第2期計画となる「豊中市横断歩道橋長寿命化修繕計画」を、令和3年に第3期の長寿命化修繕計画が策定されました。そこで伺いますが、横断歩道橋基本計画策定から、17年ほどが経過していますが、これまでに撤去された横断歩道橋はいくつあるのか、また、撤去に至った経緯や理由を教えて下さい。さらに、参考までに横断歩道橋の撤去には、どれくらいの費用がかかるのか、教えて下さい。

<答弁>

現在、市が管理する横断歩道橋は14橋となっており、維持管理経費については、必要に応じて清掃等の作業を職員が実施していることから、予算としては計上しておりません。長寿命化を目的とした修繕につきましては、平成21年度から令和4年度までに10橋の工事が完了しており、合計の費用は3億1945万円となっております。これまでに撤去したものは曾根歩道橋の1橋であり、市の撤去基準に合致することから、平成29年度に撤去工事を実施しており、費用は2540万9千円となっております。

（質問）

横断歩道橋の修繕工事費用は、橋の規模や構造によっても異なりますが、ここ数年は、上昇傾向にあるとともに、撤去工事費用よりも高額になっています。また、横断歩道橋は、橋梁の老朽化や、維持管理費や修繕費などの維持管理コストの課題に加えて、昨今では、高齢者や障がいをお持ちの方や車いすの方、ベビーカーをご利用の方などにとっては利用が辛いといった課題が指摘されています。そこで、伺いますが、市が定めている横断歩道橋の撤去基準を教えて下さい。また、市はどのくらいの頻度で横断歩道橋の利用調査をされているのか、教えて下さい。

参考までに、伺いますが、今年度、修繕工事が行われた豊南歩道橋は、一昨年度に改訂された横断歩道橋長寿命化修繕計画に記載されている歩道橋利用調査結果では、12時間の通行量として、7人の利用しかなく、そのうち、児童の利用が1人となっています。どのような理由で、修繕することにされたのか、撤去することは検討されなかったのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市の撤去基準は、大阪府の基準を参考にしており、12時間の利用者が概ね20人未満であること、通学路の指定がされていないこと、100m以内に横断歩道が設置されていること、これら3つの条件全てに合致するものとしております。利用状況の調査頻度につきましては、5年ごとの定期点検にあわせて実施しています。

豊南歩道橋は、市の撤去基準に合致していることから当初、撤去する予定としておりましたが、豊南小学校と協議したところ平成28年度に改めて通学路として利用していくこととなり、修繕していくこととなったものです。令和3年度の利用調査では、横断歩道橋を利用した児童は、1人であり、その他は、近くの信号のある横断歩道を利用した児童が29人、乱横断した児童が3人となっており、今後も小学校において、安全な横断歩道橋の利用を指導・啓発していくと伺っております。

(質問)

利用調査で、横断歩道を利用した児童が1人であっても、通学路の指定がされていることを理由に、市の撤去基準に合致しないとして、多額の税金をかけて修繕することには、甚だ疑問です。また、先ほどの答弁から、そもそも、当初、市の撤去基準に合致していること、つまりは通学路の指定がされていなかったことから撤去を決めていたものの、平成28年度に豊南小学校側から通学路として利用するとの申し出があり、撤去の方針を撤回したにもかかわらず、5年後の令和3年度の利用調査でも、通学路としての児童の活用がほとんど見られなかった点は、当該小学校はもちろんのこと、教育委員会の指導、監督機能が全く働いていないのではないかと指摘するとともに、早急の実態調査と、適正な対応を求めておきます。その上で、先程述べたような老朽化による維持管理コストの課題や、バリアフリーの観点、更には、実際の利用状況を踏まえて、既存の横断歩道橋について、今後も維持修繕が必要なのか否か、場合によっては早期の撤去も含めて、検討すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今後も、5年ごとの利用調査を実施し、状況の変化に応じて、撤去基準に合致するものかどうか判断してまいります。

【道路下の空洞化】

（質問）

路面下空洞は全国で起きており、近年社会問題にもなっており、道路陥没で場合によっては、車や人が巻き込まれ事故が起こる事例も発生しており、事故を未然に防ぐためにも路面下の空洞等を事前に見つけて対応する必要があるかと思えます。本市で路面下空洞調査を実施された経緯及びこれまでの取り組みについてお聞かせください。また、路面下空洞ができる原因についてもわかっている範囲で、お聞かせください。

＜答弁＞

路面下空洞調査を実施した経緯ですが、平成25年度に寺内2丁目の車道と岡上の町2丁目の歩道で大規模な陥没事故が発生したことから、陥没事故を未然に防止し、市民の安全・安心な通行を確保するため、平成26年度から路面下空洞調査を実施しております。これまでの取り組みとしては、平成26年度から28年度にかけて、幹線道路の車道約221km、歩道約116km、令和元年度には、老朽化した下水道施設が多い千里地区、緑丘地区、東豊中地区、桜塚地区の生活道路約133kmの調査を実施しました。令和2年度からは、前回の調査から5年が経過している路線について、順次2回目の調査を実施しております。空洞発生の原因については、下水道取付管の老朽化、不明管の破損、地下埋設物復旧時の転圧不足等が考えられます。

（質問）

継続的に、路面下空洞調査をされているとのことですが、過去3年間本市内で何か所の路面下空洞が発見されたのか、その件数をお聞かせください。また、空洞を発見した場合はどのように対応されているのかお聞かせください。いつどこで発生してもおかしくない路面下空洞ですが、今後の取り組みや本市のお考えがあれば、お聞かせください。

＜答弁＞

過去3年間の路面下空洞調査の結果としまして、令和2年度が車道163か所、3年度が車道117か所、4年度が歩道160か所の異常箇所が発見されました。空洞を発見した場合の対応については、空洞の深さや拡がりから陥没危険度の評価を行い、「緊急補修」は即時対応し、「早期補修」は翌年度中、「計画的補修」は5年後の調査までに順次補修しております。また、「経過観察」としたものは、5年後の調査で空洞の変状を確認しております。今後の取り組みについては、経過観察とした異常箇所の空洞が拡大していないか、新たな空洞が発生していないかを確認するため、引き続き5年に1度、調査を実施してまいります。

（意見・要望）

過去の経緯からでも、本市内で大規模な道路陥没事故が発生しており、市民の安全・安心のために継続して調査してそれぞれ対応いただいていることがわかりました。過去3年の

路面下異常箇所件数をみても、毎年多数の路面下異常箇所発生が発生しており、特に経過観察としたところは、今後も空洞が拡大していないか注意深く見守り対応していただきますようお願いしましてこの質問は終わります。

【交差点の危険箇所】

（質問）

交差点は2本以上の道路や歩道が交差する部分でその多くの交差点が平面交差となっており、また多くの交差点は信号機などが設置されており、道路も歩道も片方の信号が赤ならば、車の滞留や人の滞留が起こります。車の滞留ならば渋滞が起こり車の流れが悪くなります。交差点の歩道部分でいえば、面積が大きい・広い歩道部分があれば、少々待ち時間が長くとも人だまりに余裕があるため、次の信号が青になれば滞留や人溜まり（ひとだまり）がすぐに解消され何の問題もないのですが、交差点の歩道部分で面積が小さかったり、見通しが悪かったりすると、接触や衝突事故などの危険性が多いにあると思われます。市内でこのような交差点、特に歩道部に関してあるのでしょうか。あると認識されているならば、その個所を把握されているのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

車両の渋滞があり歩行者の溜まり空間が狭く改良が必要な主な交差点としましては、神崎利根山線と国道176号との菰江交差点、曾根島江線と三国塚口線との島江町交差点、新千里3号線と国道423号との新千里東町1丁目交差点、大池小学校前のスクランブル交差点の4か所が挙げられます。

（質問）

その4か所の交差点改良の整備内容をお聞かせ下さい。また、これら以外の交差点の今後の対策についてもお聞かせ下さい。

＜答弁＞

4か所の交差点については、渋滞対策として2車線を3車線化、中央分離帯の縮小による交差点のコンパクト化、広い歩行空間の確保等の改良を行っていく予定としております。これら以外の交差点につきましては、植栽帯の改修や電柱などの移設により、可能な限り歩行空間と見通しの確保を行ってまいります。

（意見・要望）

改良が必要な交差点は市内に4か所挙げられており、その解決に向けての方向性は理解するところです。しかしながら、市内4か所以外の交差点でも危険な箇所も見受けられ、これに関しては、市も把握されている箇所もあるかと思えます。これらの交差点についても、改修や改良に向けて、可能な限り歩行空間と見通しを確保できるように展開していただきますよう要望させていただきます。

【病床数の減少】

（質問）

今回、市議案第35号豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定において市立豊中病院の病床数を減少させ再編することを提案されました。中身としてはリハビリテーション特定病床50床の返還とそのスペースの活用、人員の再配置となっています。もう少し詳しくお聞かせください。また、病床を返還するということですが、コロナ前およびコロナ禍における病床利用率の推移とその原因を教えてください。病床利用率の推移を踏まえて、病床数を減少させるという判断に至った理由をお聞かせください。

＜答弁＞

リハビリテーション特定病床50床につきましては、新型コロナウイルス感染症対応時はその専用病床として使用してまいりましたが、令和5年度末には病床確保要請が解除となる見込みであることから、病院運営計画に基づく取組みを充実させるため、当院が持つ施設・人員などの医療資源を最大限に活用することを目的に当該病床を返還することとしたものです。創出されるスペースにつきましては、外来化学療法室の拡張や支援相談業務の充実などに活用致します。人員につきましては、ただいま申し上げました取組みのほか、手術件数の増加などに充ててまいりたいと考えております。次に、病院全体の病床利用率についてですが、コロナ前の令和元年度は83.0%、令和2年度から令和4年度にかけては、コロナ感染拡大の影響を受けて、63.6%、68.3%、71.7%となっております。令和5年度は1月末現在で76.7%となっております。このように一般病床の病床利用率は回復傾向である一方で、当該病床については令和元年度当時も51.9%の稼働率であり、今後一般病床としての使用も認められないことから、地域医療機関との連携により当院が担うべき医療を提供するため返還という判断に至ったものでございます。なお、返還に際しましては、周辺医療機関や豊能圏域の病院連絡会への説明、意見聴取を行っております。

（意見・要望）

病床数の減少の理由は理解できました。リハビリ病床の減少が、豊能医療圏や豊中市民の不安につながらないよう、また今回の判断が病院経営に貢献するよう願うものです。

【口座振替】

(質問)

水道料金及び下水道使用料の改定にともない、お支払いに口座振替を利用していただいている利用者への割引制度の導入はされるのでしょうか。

<答弁>

現時点で、口座振替は他の支払い方法に比べ、手数料の面でメリットはありますが、近年、口座振替の取り扱いを中止される金融機関があることや、手数料が増額され、一部ではありますが、他の支払い方法の手数料等を超えているところもございます。このことから、口座振替利用者への割引制度の検討については、支払い方法の多様化の動向も見極めつつ、慎重に判断すべきことであると認識しています。

(意見・要望)

結論的にも、理由付けの妥当性という意味でも残念なご答弁でした。以上でこの項の質問を終わります。

【水道加入金制度の廃止】

（質問）

この度、水道料金及び証明手数料の額の改正とともに、加入金の廃止についても条例改正案に盛り込まれています。そこで、水道料金及び下水道使用料の値上げをする際に、これまで水道料金抑制策として徴収し続けていた加入金を廃止することについては、昨年12月議会において豊中市水道事業給水条例を根拠として、徴収してきたことには問題はなかったとお答えをされていましたが、疑問が残っておりますので、お伺いします。ご答弁では条例を根拠に適切に運用しておられたとのことでしたが、現在までその条例が存在すること自体がおかしかったのではないのでしょうか。また、水道加入金をとる理屈はいつから無く、いつ廃止すべきだったのでしょうか。お答えください。

＜答弁＞

加入金につきましては、水道法第14条第1項に「水道事業者は料金、給水装置の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規定を定めなければならない。」とあり、同項の「その他の供給条件」に基づき、豊中市水道事業給水条例に加入金を徴収する規定を設け、適切に運用しているものと考えております。加入金制度の趣旨につきましては、制度本来の趣旨である拡張事業は、平成14年度の拡張事業における企業債償還をもって完了しているところです。しかしながら、新旧需要者の公平性の観点や水道料金上昇の抑制につながるものとして、その後も継続して徴収してまいりました。この度、持続可能な水道事業運営を目的に、改めて水道料金を含めた安定的な収益構造の見直しを検討する中で、現在、拡充事業が完了しており、改めて算定することのできない加入金については、今回の値上げ改定を機に廃止することが適当なタイミングであると判断に至ったものです。

（質問）

水道料金上昇の抑制のみを理由として徴収し続けてきたということ、また、加入金の算定根拠もなく徴収し続けてきた、とのことですが、それはかなりの問題ではないでしょうか。これまでも料金改定のタイミングはあったと思いますが、そこで、なぜ加入金の廃止や金額の変更を行わなかったのでしょうか。次に、拡張事業の企業債償還を完了しており算定根拠もない加入金を徴収してきたことについて、提訴され、敗訴した場合はどうなるのでしょうかお聞かせください。加えて、拡張事業の企業債償還を完了した平成14年度以降からこれまでの加入金収入の総額を教えてください。

＜答弁＞

これまで拡張事業の企業債償還を終えた平成14年度以降、平成22年度に水道料金の値下げ改定を行っておりますが、加入金につきましては、引き続き、水道料金の抑制財源とすることと判断したことから廃止しておりません。また、この際、加入金の金額につきましては、拡張事業が完了しており算定することができないことから変更は行っておりません。次に、既に徴収した加入金の返還について提訴された場合

につきましては、上下水道局として条例を根拠に適切に徴収しているものであり、敗訴することはないものと認識しております。なお、仮に、敗訴した場合には、最終的な判決に従うこととなります。最後に、拡張事業の償還が完了した翌年の平成15年度から令和4年度までに徴収してきた加入金の総額につきましては、約58億円でございます。

(意見・要望)

平成15年度からこれまで徴収してきた額は約58億円ということで、とてつもない額ですが、なぜ、これまで算定根拠もないこの加入金を徴収することを放置されてきたのか、理解しがたいです。この件が広く知られることで、これまで加入金の支払いをされてきた方が疑問を抱かれ、提訴され敗訴することのないよう切に願うばかりです。また、他方で、加入金を廃止されるということは、これまでの安定した収入源を失うこととなりますが、そこで、これまで加入金に頼っていたからと新旧利用者の公平性の観点から水道料金抑制策として新たな策を講じるというもおかしな話ですので、今後はより一層、業務の効率化とともに、水道事業外の収入源の収入の確保策などで効率的な運営と管理を行なうことで安定した収入を確保していただき、水道料金・下水道使用料金の抑制に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

【上下水道料金の値上げ】

(質問)

水道料金の値上げについて、値上げの判断に至る理由、特に赤字予測の主な原因があればお答えください。メーター口径による基本料金はそれぞれ約1.3倍、従量料金は各区分の単位料金をそれぞれ4円ずつの値上げとされています。基本料金と従量料金の値上げの計算根拠をそれぞれ教えてください。

<答弁>

令和4年度決算を反映させた経営シミュレーションにおいて、令和8年度以降、純損失が続き、令和13年度に資金不足に陥ることが明らかになったことから、水道料金の値上げ改定が必要と判断し、昨年8月に、豊中市上下水道事業運営審議会へ「水道料金及び下水道使用料の改定の必要性とそのあり方」について諮問を行い、本審議会での答申内容を踏まえ、水道料金の改定の提案に至ったものです。純損失に至る主な要因につきましては、水道料金収入が年々減少する中、動力費や減価償却費などの費用の増加が見込まれており、物価高騰の影響などに伴う原材料費や労務単価などの増加が要因として挙げられます。提案している水道料金の改定は、令和6年度から令和9年度の4年間に係る総括原価を基に、基本料金と従量料金に配分しております。給水量の減少が予測される状況において、固定的経費を確保するため、総括原価における固定的経費を全額基本料金とすることが望ましいところですが、基本料金が著しく高くなることから、基本料金の割合を、現状の約30%から約36%まで高めるものとしております。この割合に基づき、小口使用者への配慮や公正性の観点から、一部の使用者のみが減額にならないよう、基本料金は定率、従量料金は定額で改定するものとし、水使用の実態を踏まえたシミュレーションを繰り返しながら算出した結果、基本料金はメーター口径ごとに約30%の値上げ改定が必要となり、従量料金は使用水量区画ごとに4円の値上げ改定が必要と判断したものです。

(質問)

次に市議案第34号 豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定についてうかがいます。下水道使用料の値上げを提案されていますが、値上げの判断に至る理由、特に赤字予測の主な原因があればお答えください。基本使用料の値上げの計算根拠を教えてください。また、従量使用料は各区分の単位料金をそれぞれ6円ずつ値上げとされています。この計算根拠も併せて教えてください。

<答弁>

令和4年度決算を反映させた経営シミュレーションにおいて、令和7年度以降、純損失が続き、令和15年度に資金不足に陥ることが明らかになったことから、下水道使用料の値上げ改定が必要と判断し、昨年8月に、豊中市上下水道事業運営審議会へ「水道料金及び下水道使用料の改定の必要性とそのあり方」について諮問を行い、本審議会での答申内容を踏まえ、下水道使用料の改定の提案に至ったものです。純損

失に至る主な要因につきましては、下水道使用料収入が年々減少する中、動力費や減価償却費などの費用の増加が見込まれており、物価高騰の影響などに伴う原材料費や労務単価などの増加が要因として挙げられます。提案している下水道使用料の改定は、令和6年度から令和9年度の4年間に係る総括原価を基に、基本使用料と従量使用料に配分しております。汚水量の減少が予測される状況において、固定的経費を確保するため、総括原価における固定的経費を全額基本使用料とすることが望ましいところですが、基本使用料が著しく高くなることから、基本使用料の割合を、現状の約30%から約36%まで高めるものとしております。この割合に基づき、小口利用者への配慮や公正性の観点から、一部の使用者のみが減額にならないよう、基本使用料は割合に応じた単価に、従量使用料は定額で改定するものとし、汚水量の実態を踏まえたシミュレーションを繰り返しながら算出した結果、基本使用料は約40%の値上げ改定が必要となり、従量使用料は汚水量区画ごとに6円の値上げ改定が必要と判断したものです。

(意見・要望)

これらの続きは委員会で議論させていただきます。

【救急車の増強】

(質問)

新年度予算において、消防車両の更新整備のなかで高規格救急車1台増強することとありますがこれは救急隊を1隊増加させるという意味で捉えてよいのかどうか、運用の仕方を含めてご説明ください。

<答弁>

令和6年度に予算提案しております高規格救急車1台増強とは救急隊1隊を増隊し、平日8時45分から17時15分までの間、毎日勤務の救急隊を運用しようとするものです。

(質問)

いわゆる24時間運用の三交代制の救急隊ではなく、平日昼間のみ運用する救急隊とのことですが、どのような理由でそういう運用にされるのか詳しくお聞かせください。

<答弁>

消防局内に検討会を設置し、増大する救急需要に対応するため、救急事案の分析等を行い、どのような体制であれば効率的かつ効果的な救急隊の運用ができるのか検討を重ねた結果、救急需要の多い平日昼間帯をターゲットにした毎日勤務の救急隊1隊を着た消防署に増隊しようとするものです。

(意見・要望)

内容を理解いたしました。人員の効率的運用と市民の安心安全の向上をはかる取り組みとして見守りたいと思います。

【消防団】

(質問)

本市においても日々地域の安全を守っていただいております消防団ですが消防庁によると昭和20年代には全国で200万人を越えていた消防団員でしたが平成2年度には100万人を割り込み、令和4年度は全国で78万人余りとなっています。その理由として、退団する人数が増えているものの、新たに入団する人が減少傾向にあることが挙げられています。まず本市における消防団の団員数と10年前の団員数、それと現在の団員の平均年齢をお聞かせください。

<答弁>

令和6年2月1日時点の消防団員数は501名で、10年前の平成25年4月1日時点の消防団員数は557名でございます。平均年齢につきましては、毎年4月1日時点で統計をだしており、直近の令和5年4月1日時点では47.9歳でございます。

(質問)

我が会派の議員が所属する分団では、20歳前後の入団も多い状況であり、団員を養成する上で機関員の養成が課題となっています。消防ポンプ自動車の運転には準中型免許が必要ですので、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した若手団員は消防ポンプ自動車を運転できません。若手団員の機関員養成についての制度はありますか。もしあれば対象者の要件等はあるのでしょうか。

<答弁>

令和5年3月に豊中市消防団準中型自動車運転免許資格取得助成実施要綱を定め、今年度から消防団員が消防ポンプ自動車を運転するために必要な準中型自動車一種免許の取得促進を図っております。対象者の要件として、今後消防ポンプ自動車の機関員となる消防団員であること、消防団の勤続年数及び普通自動車運転免許取得後3年以上の消防団員であることなどがございます。

(意見・要望)

今年の2月8日に東京で開催されました、全国市議会議長会の講演で総務省が配布した資料の地方行財政の課題を見ますと近年、災害の頻発化している現状を踏まえ消防・防災力の拡充・強化が必要でその上で特に消防団員確保のためには若年層に働きかけることが重要と書かれています。熊本市では若年層に少しでも魅力や情報を伝えるために TikTokで発信するほか TikTok のおすすめフィード内に表示される動画と動画の間に表示されるインフィード広告を使って消防団員の募集をしています。若年層にアピールするためには若年層に興味や関心、日頃から地域に多大な貢献をしていただいている消防団をしっかりと知ってもらうことが重要だと感じます。また地方行財政の課題の資料に入団促進の取り組み事例が載っていましたので見させていただくと栃木県市鹿沼市では宇都宮ヤクルト販売株式

会社と連携し市民の方に消防団の PR や防災意識の向上などの周知・啓発の協力をしていただいています。その後の防火啓発・消防防災イベントも協力していただき広報支援として協力してもらった結果10倍以上の参加者が集まりました。本市も PR や周知をしていただいていると思いますが今一度違った角度でアプローチの検討いただきますよう要望します。また免許の関係で出場指令があっても免許がない若い人達だけだと出場できません。実際にそういう事例があったと聞きました。機関員養成の条件にもある普通自動車運転免許取得後3年以上という条件を、例えば3年より短くしてその代わり3年以内に退団した場合はかかった取得費用を返還していただくなどの違った条件に見直していただけたらより若年層も活動できる事が増えると思いますのでこちらを要望してこの質問を終わります。

【修学旅行費無償化】

（質問）

修学旅行費無償化について質問をさせていただきます。長内市長の施政方針説明の中でも『今年度から修学旅行費保護者負担無償化』を実現され「教育に関する保護者の負担を軽減し、誰一人取り残さない教育を実現するため」様々な無償化の取り組みを来年度も実行されるとおっしゃっておられました。保護者の負担が減ることは家庭内出費が減ることで家計が楽になることは理解できます。まず、本事業の目的や対象範囲について教えてください。またそれらの無償化に要する費用の積算はどのようにおこなったのでしょうか。来年度の小中学校別の積算額も教えてください。

＜答弁＞

学校教育に係る保護者等の経済的負担を軽減し、誰もが安心して義務教育を受けることのできる環境を整えるため、今年度宿泊行事費を無償化したことに加えて、令和6年度においては、副教材費等の学習実費等を公費で負担するものでございます。学校給食費や標準服などの個人に帰する性質の強いものは対象となりませんが、ドリル、テスト代等の副教材費や調理実習、工作材料費等を含む学習実費、修学旅行費や林間臨海学舎費といった宿泊行事費の他、更には日本スポーツ振興センター負担金や中学校・義務教育学校後期課程の生活活動費も無償化の対象とし、保護者の負担を求めないことといたします。必要となる費用の積算は、対象内容についての各校の過去の実績額や各教科等の単価の積み上げを参考に、児童生徒一人当たりの上限額を設定し、それに在籍児童生徒数を乗じて算出したものです。

（質問）

次年度予算案を詳しく調べる中で修学旅行先が沖縄の場合には加算があるとなっております。沖縄だけ加算という事に関しては特別な部分でありますので政治的決断があったと思われます。この決断の意図について、市長に御答弁お願いしたいと思います。

＜答弁＞

令和6年は、沖縄市との兄弟都市提携50周年。私は、沖縄市との友好関係をさらに深化・発展させていくため、特に子どもや若い世代が主役となっていかなければならないと考え、スポーツ、平和、文化、教育といった分野で子ども・若者世代を中心とした交流事業を行う予定。沖縄市への修学旅行については、兄弟都市としてこれまで築いてきた友好の絆を礎に、仲間と一緒に、歴史、平和をはじめとした深い学び、現地の文化に触れることを通じて、子どもたちの可能性を切り拓く絶好の機会。学びの水準に影響を与える保護者負担費の無償化を進める提案をしているが、豊中ならではの修学旅行により是非とも学びの水準を高めてもらいたい。そして、子どもたちが主役となる機会の創出、こどもたちの学びのさらなる充実、豊中・沖縄両市の発展を教育委員会と一緒に支えていきたい。

沖縄への修学旅行の加算につきましては、兄弟都市である沖縄市との交流を目的に、沖縄市を訪問、宿泊する工程が含まれている修学旅行について、1人あたり基準額に2万円を加算するものです。ただし、令和6年度、7年度につきましては、宿泊行事無償化開始時には既に工程が決まっていたため、沖縄本島への修学旅行全てが対象となります。

(意見・要望)

市長の政治的なご決断での沖縄市に限っての加算は理解をしました。今まで各学校であった保護者負担費用は学校によって行事や地域も違うことで金額も違っていたと思われます。それを加味しているのかしていないのかわかりませんが一律に無償化の額を同額にすることで今まで保護者負担額でまかなっていた行事や授業内容を変更したり削減せざるを得ないことがないか、不安でなりません。制約ができたことで教材を削って学習効果を下げってしまうことがあれば本末転倒ではないでしょうか。このままの事業内容、無償化額については先の委員会でも議論をさせていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【学校給食費無償化】

(質問)

学校給食費の無償化の考え方についてお聞きしたいと思います。大阪府内の市町村でも学校給食費の無償化が徐々にスタートし、このことは全国的にも各市町村で実施され始めているところもございます。ある保護者の方からのご意見で「1年生から4年生までは大阪市、宿泊のある5年6年は豊中市っていうのが一番得やね。」という意見もありました。その方の言う通りかもしれません。来年度から中学校給食からだけでもスタートする市町村もでございます。現段階での「学校給食無償化」についての考え方についておしえてください。

<答弁>

本市では、学校給食費の物価高騰分を公費にて負担しているところですが、ご質問の学校給食費の無償化につきましては、国は昨年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、無償化実現に向け、学校給食の実態等の調査を行った後、課題を整理した上で、具体的方策を検討するとしています。本市としましては、国による恒久的な制度として学校給食費無償化についての財政措置を講じられるよう引き続き要望してまいります。

【学校教育活動徴収金と公費負担に伴う課題】

(質問)

これまで学校徴収金は銀行口座からの引き落としとして徴収されていたかと思います。この引き落としの際、多くの学校ではPTA会費も同時に引き落としをされていたのではないかと思います。今回の徴収金の公費負担によって口座引き落としの必要はなくなるのでしょうか。もし、そうだとするとPTA会費の徴収はどうなるのでしょうか。これまで学校徴収金と併せて引き落とされることから会費徴収に伴うPTAの負担は費用を含めて発生していなかったと思いますがこれからはどうなるのか。徴収金の公費負担拡大により会費の徴収に影響が出るのがPTAに示されたのが昨年11月と聞いています。PTA側には寝耳に水の話であり、新年度対応にはあまりにも時間がなさ過ぎて不安の声が聞かれます。教育委員会として何らかの対応が必要と思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

学校教育活動における保護者負担費を公費負担することにより、学校が教材費等の費用を保護者の口座から引き落とすことは不要となります。これに伴い残ったPTA会費の徴収については、教育委員会ではPTAの作業負担が増えないよう、これまで通り学校で引き落とし作業等を行う予定です。会費徴収に伴い発生する口座振替手数料等については、各PTAに負担して頂くスキームで、現在、学校、PTA、金融機関などの関係機関と調整を行っています。

(意見・要望)

答弁を了解します。PTA活動は地域コミュニティの形成に多大なる影響力を持ち、ひいては子どもたちや地域で暮らす市民の安心安全につながる重要な役割を果たしてきたと認識しています。今日的な在り方が問われることも多い組織ではありますが、子どもを中心に学校とともに歩む存在意義はこれからもあると思います。引き続きの支援を要望いたします。

【支援職員配置事業】

（質問）

支援職員配置事業について質問します。今年度の新たな取組みとして、通級指導教室の環境整備と支援教育コーディネーターの育成の2つがあげられていました。まずはこの成果についてお聞かせください。

＜答弁＞

令和4年度は15校に設置していた通級指導教室ですが、今年度は全市立学校55校に設置し、運用しております。通級指導教室において、一人ひとりのニーズに応じた指導を行うことにより、通常の学級で安心して過ごす時間が増えた等の報告を学校より受けております。また、各学校の支援教育コーディネーターの役割を担う教員を軸として、学級担任や支援学級担任、介助員を含めたチーム対応の充実がより図られていると捉えています。支援教育コーディネーターの育成につきましては、今年度、年15回の必須研修を実施しております。研修は、学識経験者や作業療法士等の専門家にも講師を依頼し、支援教育コーディネーターの役割、子どもの見立て、他機関との連携等の内容とし、コーディネーターの教員一人ひとりの専門性の向上に努めているところです。

（質問）

答弁から、通級指導教室については今年度で全校設置されたことが分かりました。この全校設置については、全国的に見ても中核市レベルでは本市が際だっているとの話も伺っております。通級指導教室の増加に伴って、支援教育コーディネーターについても質量ともに充実を図らなければなりません。今年度は15回の研修の実施とのことですが、支援を必要とする児童・生徒にしっかりと寄り添った体制づくりに向けて引き続きご尽力ください。次年度については、支援職員配置事業を拡充していくことが予算書に記載されています。インクルーシブ教育を推し進める本市として、一人一人の児童生徒が学校で生き生きと過ごしていただく環境を整えていくために、事業の拡充に対しては積極的に推し進めていただきたいと考えます。今年度はどのような拡充施策を展開されようとしているのか、どのような課題があるのか、できるだけ具体的にお聞かせください。

＜答弁＞

支援を必要とする児童生徒につきましては、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様と認識しております。多様な障害特性等に対応するため、介助員を各学校の状況に合わせ配置しており、今年度は、101名を配置しましたが、次年度につきましては、17名増員し、118名の配置を計画しております。結果、全市的に算出しますと、令和6年度の介助員一人当たりの支援が必要な児童生徒の人数は概ね24人となりますが、他市状況を踏まえ、令和8年度には概ね20人未満になるよう、増員を図ってまいりたいと考えております。課題としては、介助員の人材確保が困難なことですが、市の直接雇用と派遣会社との委託契約に基づく雇用の併用を進めること

により、その確保に努めてまいります。

(意見・要望)

多様な障害特性等に対応するために介助員を各学校の状況に合わせて配置しており、今年度は101名のところ次年度は118名に拡充していくとのことです。しかし、答弁から市が目標としている人数にはまだまだ充足していないことも分かり、支援が必要な児童生徒の環境整備をまだまだ図っていく必要があります。介助員の人材確保も困難とのことですが、本市においては介助員にも教員免許の資格が求められているとも伺っており、かなりハードルが高いものと感じております。市内小中学校の意見も伺いながら、より良い制度構築に向けて柔軟な対応を要望し、この質問を終わります。

【学校施設の老朽化】

(質問)

ある資料文書では、全国で特に公立小中学校の校舎や体育館など、およそ3割が築45年～50年経過していると言われており、市内の学校施設においても築30年を経過している施設は9割前後になり、現在市内小中学校の施設の不具合に関しては、学校施設長寿命化計画や各学校からの要望等により、対応されているようです。老朽化の中身は例えば、天井の一部落下や塗装がはげ落ち、また壁のヒビ・小さな亀裂など、確認しているところです。学校施設は児童生徒が日常生活・学習する場であり、環境を適切に管理していくことが重要と考えます。今年、1月1日には能登半島地震が発生して、連日のようにその被害状況が報道され、現在でも、インフラ面で断水の解消に至っていない地区が多くあります。災害が起こった時には、避難所として学校体育館が利用されることから、インフラ面からの施設の維持管理も大変重要になってくると考えます。そこで質問しますが、毎日の学校教育活動の中で、各学校からの施設修繕等の要望の対応、日々の維持管理についてどのようにされているのか。また、学校体育館への空調施設にあわせ非常用発電設備を令和7年までに設置していくとのことですが、それまでに災害等で水道や電気が途絶えた場合、備えなどの対応が必要だと考えます。どのような対応を考えておられるのか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

各学校からの修繕等の要望については、その内容の詳細を把握した上で、緊急度や修繕費用、予算の執行状況等を踏まえ、当該修繕の必要性や手法、時期等を判断しております。施設の日々の維持管理については、平時から漏水や漏電が疑われるような場合は、その都度、専門業者による調査を行い、水道管の補修や漏電の原因箇所を交換するなど、適宜必要な対応を行っております。災害時に備え、市立小中学校には可搬型の非常用発電機を配備しています。また給水対応を迅速に行うため、各小学校に組立式仮設給水タンクの設備を進めているところです。

(意見・要望)

鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は財務省令で47年と定められておりますが、実際の学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がされ、コンクリートおよび鉄筋の強度が確保されるならば70年～80年程度とされており、現在の技術次第で100年以上も可能とされているようです。しかしながら、しっかりと維持管理・修繕されてこそその長寿命化であり、答弁にある通り、修繕の必要性や手法、その時期を判断されるようにまずはお願いします。また、明日起こるかもしれない災害に対しては、可搬型の非常用発電機の配備、また仮設の給水タンクの設置も進めていただければと思います。そして、最終的にはしっかりと根本的な対策をお願いしまして、この質問終わります。

【PTAのあり方】

(質問)

昨年3月の予算委員会において岸田内閣総理大臣及び永岡文部科学大臣は、PTAは任意の団体である旨の答弁をされました。女性の社会参画の推進による共働きの増加など、子育てを取り巻く環境が変化するにつれ、PTAはその活動や会議の多さなどから保護者に負担を強いる活動として敬遠されるようになっており、入退会をめぐる問題なども各地で発生しています。そこで、そのPTAについて、任意加入の周知の徹底が行われている学校の状況について、学校数などをご存じであれば教えてください。また、各地で起きているPTAに関する訴訟リスクについてはどのように伝えられているのか。加えて、教員のPTA加入率について把握されておられましたら教えてください。また、PTAに加入しなければ、イベントへの参加が認められなかったり、児童生徒が記念品を受け取れないなど、児童への不利益が起きた事例についてご存じのことがありましたら教えてください。最後に、豊中市人権教育推進委員協議会がPTAに組み込まれていることについて、きっかけなどについて教えてください。

<答弁>

豊中市PTA連合協議会が、令和3年度に実施したアンケートによれば、回答のあった50校中34校がPTAの加入の意思を確認しています。訴訟リスクまでは取り上げておりませんが、本アンケートの結果を踏まえ、加入の意思確認の必要性や個人情報取り扱いなど、組織運営上の課題に対し適切に対応して頂けるよう、PTA連合協議会を通じて各PTAに留意点や対応事例をフィードバックしています。また学校長にも校長会議等を通じ情報共有しております。教職員のPTAへの加入率につきましては、PTAは保護者と教職員で構成され、独自のルールで設立・運営されている団体であるため、教育委員会では把握しておりません。また、PTA活動は学校に通う全ての子どもたちのために行う活動であるため、非加入者の児童への不利益な取り扱いにつきましては無いものと認識しております。最後に、豊中市人権教育推進委員協議会ですが、この団体は、市民の一人が娘の結婚相手に関する身元調査を他市役所に依頼した問題を契機に、「豊中市を一日も早く差別のない明るい町にしなければならない」と願う41人の市民が中心になって、昭和45年に発足しました。現在では、市内小中学校、公私立高校、支援学校を含め66地区委員会において研修を中心に活動しており、人権教育をすすめる市民組織として大きな役割を果たしています。PTAと同じく、校区単位で学校に関わっている活動状況から、人権教育推進委員協議会の委員にPTAから選出される地区が多くなっているものと認識しております。

(質問)

任意団体からPTAに対しての動員について、PTA連合協議会などを通じて保護者からあがっている意見などがあればお聞かせください。また、人権教育推進委員協議会であれば、校区ごとに組織を作られており、その影響で、中学校区で各小学校が持ち回りで委員を担っており、そのため協議会から離脱しにくい状況が生じていると仄聞しておりますが、教育

委員会の見解をお聞かせください。

<答弁>

PTA 連合協議会の役員会などで、様々な地域団体から PTA に声がかかるが、どこまで協力すればよいものか悩ましい。またどうしても無理な場合は断っても良いのではないかといった意見が出されております。また、人権教育推進委員協議会の地区代表委員等の選出は、地区ごとで選出方法を決めており、その担い手を確保する手法としてご指摘の方法で確保されているところがあります。こうした選出の仕組みを構築する際には、PTA にもご了解を得た上でのごことは存じますが、昨今、こうした指摘があった旨、人権教育推進委員協議会に情報共有させていただきます。

(意見・要望)

人権教育推進委員協議会に対しては、現代の忙しい共働き世帯にご配慮いただき、子育て環境に沿った形での関わり方についてお考えいただくようお願いいたします。PTA は、かつての文部省が、省内に「父母と先生の会委員会」を設置し、PTA 結成手引き書を作成し、都道府県知事を介して通知することで全国的に広まりました。その経緯を考えると、保護者及び教職員で構成される任意の団体ではありますが、その在り方や運営については個々の PTA がそれぞれ自主的に判断していくものだと突き放すのではなく、教育委員会からも積極的にご助言をいただき円滑な PTA 活動を推進していただきたいと思っております。PTA の役員選出では、病気や家庭の事情などのできない理由を書かされたり、大勢の前で述べさせられたり、他薦で断りづらい状況をつくられたりして辛い思いをされている方もおられますが、今後、教育委員会には、組織運営や企画に自ら関わり積極的に子ども達のためにと活動をしていただけるよう、現代の保護者の多様なライフスタイルにあったウェルビーイングの高い組織づくりの後押しをしていただき、子どもたちにかかわるすべての大人が笑顔で取り組める PTA についてともにお考えいただけたらと思っております。

【教科書採択】

（質問）

本年、令和6年度は中学校用教科書の採択年度となっておりますが、その教科書採択について、お尋ねいたします。教育について保護者や教員など多くの意見を反映させることは教育の重要な側面であり、教科書については内容や採択プロセスに関して保護者の意見を反映させることは、教育の透明性と参加型の確保に役立つと思います。そこで、本市で行われている意見反映の取り組みについてお伺いしたいと思います。教職員や保護者・市民が十分に教科書の内容を確認できる機会はあるのでしょうか。また、教科書の見本本の各校への巡回、市民対象の展示会の詳細についても教えてください。

＜答弁＞

教科書採択に係る保護者・市民の意見反映については、教育委員会委員の中に保護者である委員が任命されているとともに、選定委員会の公募市民委員にも保護者を委嘱しております。また、採択前に、教科書の見本本を各校に巡回配送するとともに、教育センター等における展示会で閲覧期間を設けて、教職員や市民の意見を集約しております。令和6年度は中学校用教科書の採択年度ですが、中学校用教科書の場合は、5月下旬から7月上旬にかけて各校に見本本を巡回配送し、平日ベースで各校約9日間閲覧できるようにしています。展示会については、市内北部の教育センター、中部の市役所第二庁舎ロビー、南部の庄内コラボセンターで市民の方に閲覧のうえ、アンケートに記入頂けるようにしております。尚、令和6年度は展示場に、千里コラボセンターを追加いたします。

（質問）

予定にはなかった千里地域の方にも追加をしてくださるということで、感謝申し上げます。展示会でアンケートに参加される方は、児童生徒の保護者よりも、どのような教科書が採択されるかということに興味関心のある方がまだまだ多いのではないかとと思いますが、今後は、できるだけ子ども達の保護者の意向を反映できるような取り組みをお考えいただけたらと思います。では次に、教科書採択を巡っての圧力について。これまでにあった抗議や詰問などについて教えてください。また、外部からの働きかけに左右されることのないよう、公正かつ適正な採択がなされるためにどういった工夫がされているのでしょうか。圧力に屈することなく教科書は採択されているのでしょうか。お答えください。

＜答弁＞

これまで採択年度において、電話、面談、文書などにより受けた教科書採択に関わることご意見や要望については、たとえば、人権・平和・共生に関するもの、歴史認識に関するもの、特定の発行者の教科書を採択しないよう求めるものなど、様々な内容となります。教科書採択については、外部からのあらゆる働きかけに左右されないよう、静ひつな環境を確保し、教育委員会の判断と責任において公正かつ適正に行っています。例えば、選定委員会の調査審議中は、その委員名や会議は非公開にし

ています。また、教科書採択にかかる教育委員会会議の開催に際しては、会議の公開にあたり、傍聴等に関するルールを明確に定め、適切な審議環境の確保に努めております。その一方で、使用教科書の決定後は、会議録等の調査審議に関する情報を積極的に公表し、透明性を確保しております。引き続き、関係法令の規定に則り、公正確保の徹底に万全を期してまいります。

(意見・要望)

教科書採択は、市民や教員ももちろんですが、誰よりも子ども達の保護者の声にもとづいて行われるべきだと考えます。以前に教科書採択における傍聴人について市内と市外の方の割合をお尋ねしたところ、市外の方が約63%と、市内の子ども達には無関係の市外の割合の方が多かったことが判明しましたが、アンケートの方もそちらと同様に市外の方が積極的に参加し書かれていることが考えられます。ですので、今回の教科書採択においても、市内の方や子ども達の保護者にアンケートに積極的に参加していただけるよう更に工夫をしていただき、次の時代を担う豊中市の子ども達にとって、これまでより、より良くより正しい教科書を採択していただく環境づくりにご尽力していただきますようよろしくお願いいたします。

【岡町図書館の今後】

（質問）

中央図書館の候補地が曾根となり、岡町から図書館がなくなるのかという問い合わせの声が多く聞かれるようになってきました。豊中の図書館の歴史は岡町から始まっており、時は昭和20年にさかのぼります。まだ戦争中の4月に知事の認可を得て市役所内の一室に890冊の蔵書でスタート。大阪市、堺市について3番目の図書館行政のスタートだったそうです。その後、図書館は今の地域共生センターの位置に移転、それから現在の岡町図書館の地に移転しています。つまり、豊中市の図書館行政が始まって以来、岡町に図書館がなかったことはないのであります。岡町周辺の市民にとっては最寄りの図書館が曾根に移転することで不便を強いられることとなります。また、各地の図書館が周辺住民の強い声に押されて廃止予定のものが存続される方向に変わってきています。岡町図書館も残してほしいという声を聞きますが市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

（仮称）中央図書館基本構想では、岡町図書館の老朽化や将来にわたり持続可能な図書館サービスを展開していくため、岡町図書館に代わるものとして、（仮称）中央図書館を核とした新たな図書館サービス網を構築する方向性を示しました。中央図書館の候補地については、阪急電鉄豊中駅から曾根駅までの周辺エリアと定め、図書館みらいプランにおいて候補地ごとの施設配置案を示しましたが、このたび第一優先候補地として曾根駅前を選定したところです。今後の取組みの方向性についても、引き続き、みらいプランに基づき、進めてまいります。

（意見・要望）

中央図書館構想からみらいプランが策定されるまでの間、廃止候補とされた図書館については大規模な反対運動が起こり、ことごとく当初の案が覆りました。ご意見の中には「中央図書館なんかいらぬ」という声さえありました。これまで図書館協議会でも議論され、関係者の中では前提として共有されていたはずの「図書館は無料の貸本屋であってはならない」という認識が一般市民には全く共有されていないことがはっきりしました。明らかに多くの市民は無料の貸本屋が近くて便利などあることを望んでいます。これでは一体何のための、誰のための中央図書館なのでしょう。こういうことになってしまった原因の一つには、図書館をまちづくりの核・シンボルとして捉えている市民が想像以上に多かったにもかかわらず、図書館行政の再編案単独で検討してしまったことにあると思います。市民の中には仮に図書館でなくても何らかの公共施設を維持してほしいという思いの方もいらっしゃると思います。公共施設等総合管理計画に基づくと施設総量を減少させなければならない訳ですが、図書館行政の効率化はそれ以前からの課題が今日まで積み残されてきたものであり、これも考えなければならないテーマではないでしょうか。必ずしも単純な床面積の減少ではない柔軟な方法があるのではないかと考えます。いずれにせよ、岡町図書館の場所は駅近くで小学校とも隣接しており、豊中の行政始まって以来、さまざまな公共施設が置かれてきた場所でもあります。跡地の活用については地域の声をよく聞いていただき、安易に手放すことのないよう要望しておきます。

以上、58項目にわたって質問させていただきました。これから委員会でさらに議論を深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上で、大阪維新の会・無所属議員団の代表質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。